道路行政セミナ

1995 **AUGUST**



エッセイ■歩道は、

文化空間!

イラストレーター

真鍋

博

3

頭

集/渋滞対策

特

日本道路公団の渋滞対策ー渋滞ストレス解消作戦 交通需要マネジメント施策による渋滞対策への取り組み

首都高速道路公団の渋滞対策 首都高速道路公団計画部渋滞対策事業推進室

日本道路公団企 画 部 企 画 課日本道路公団保全交通部交通対策課

12

道路局企画課道路経済調査室

5

道路交通情報通信システム(VICS) の実用化に向けて 道路局道路交通管理課

30

□「道と文化」シリーズ3 山口昌男氏にインタビュー

一箇所の「歴史国道」の紹介道路局国道課 つでも人と出会う準備があれば道はすぐできる! インタビュー・文 千世まゆ子

-成七年 ~真に豊かな生活は、「安全・安心」、「魅力・活力」、「ゆとりとうるおい」から~ 国土建設の現況 (建設白書) の概要 (その1)

道路局道路総務課企画係

46

道路法令研究会

56

平成七年度「道路をまもる月間」 電線共同溝の整備等に関する特別措置法の施行について(通達) 道路局道路交通管理課 62

推進標語

シリーズ/あの道 この道

北陸道

大阪旧街道めぐり 『倶利伽羅峠』 大阪府土木部道路課

を訪ねて

富山県土木部道路課

63

●時 畤 畤 71

また肩書等は原稿執筆時および座談会等実施 がって意見にわたる部分は個人の見解です。 いて自由に書く建前をとっております。 本誌の掲載文は、執筆者が個人の責任にお 言■妖精横断注意 株式会社日刊自動車新聞社編集局長・常務 栗山 定幸 1

34

交通需要マネジメン 渋滞対策への 施策による

建設省道路局企画課道路経済調査室

はじめに

運転免許保有者数は約二六%、 は約三三%増加している。 六、三○○万台へと約三七%の伸びを示し、また 本の自動車保有台数は、約四、六〇〇万台から約 昭和六〇年度から平成五年度までの八年間に日 自動車走行台キロ

利用の増加や、 タイム輸送などによる貨物車の輸送効率の低下も 日常の買い物や休日レジャーにおける自家用車の おり、道路交通渋滞が各地で発生している。また、 の伸びは、 トワークの整備を進めてきているが、自動車交通 成六年度末で約六、二五〇㎞になるなど道路ネッ これに対して、 道路整備の速度を上回る勢いで伸びて 多品種・少量輸送、ジャストイン 高規格幹線道路の供用延長が平

> ており、 増加、 ている。 の多大な損失等、 交通渋滞に拍車をかけていると思われる。 渋滞は、 時間やエネルギーのロスによる経済活動へ 緊急に解消すべき課題であると認識され 排気ガス・騒音の発生や、交通事故の 生活の様々な面に影響を及ぼし

されている (表1)。 もなり、 特にDID地区(人口集中地区)では、六九%に 円滑に走行できず、混雑に巻き込まれる区間(混 畑と、改良済区間延長の二六%にものぼっており、 雑度一以上)は、平成二年度で約二万七、六〇〇 国道及び都道府県道のうち改良済であるものの 都市部の幹線道路の大部分が渋滞に悩ま

ク時間帯の走行速度は三七㎞/h前後で推移して また最近の一○年間において、一般国道でのピー

表 1 一般道路の整備状況												
			and the state of	幅	整備率							
滔	沿道状況		調査延長 (km)	合計	混雑度	1以上	混雑度	混雑度1未満				
			()			シェア	(%)					
D	I	D	13,847	12,633	8,651	68.5	3,981	31.5	28.8			
20	他市行	封地	14,553	11,100	5,273	47.5	5,827	52.5	40.0			
平		地	75,949	54,343	10,694	19.7	43,649	80.3	57.5			
山		地	71,045	28,020	3,053	10.9	24,967	89.1	35.1			
合		計	175,394	106,096	27,612	26.1	78,424	73.9	44.7			

(は)平成2年度道路交通センサスより

た近 抛 0) G お 表 Ň 蘈 排 艄 b, 0 球 マ 2 年 P が 環 茁 題 n ラ 実情 境保全の が Ō ソ 量 5 改 も渋 金べ ħ 重 地 約 Ó ンラン 善)渋滞 なみ 要 球 7 z 及視さ 温暖 % € ぁ 滞 1 n 観 ナ 1: 1= 12 ろ 7 相当す 東京 より 化 点 n ょ Ļ, から 7 は 3 並 る 増 酸 損 0 ٤ 大す É る 全 走 3 性 失 は 大 中 ٤ \mathbb{E} 時 X 雨 行 言 3 で年 速度 きな問 など ŧ 蕳 內 7 b 言 より て 自 難 蕳 地 わ は 動 į, s 題 約 n 試 か 球 交 車 状 とな 確保 規 T 算 通 ゕ 況 模での 九 しっ L 渋 6 30 兆 でき っ km て 滞 0 T 損 あ 円 は CO, 環 失 ĥ ŧ る

3

図1)。

表 2 旅行速度の推移(一般国道) 単位km/時

					+- IT	VIII NA
汨	道状	兄	S.58	S.60	S.63	H. 2
D	I	D	22	22	23	23
20	他市行	街地	33	31	31	32
平		地	39	39	40	40
山		地	39	40	40	41
全		体	37	37	37	38

(注)1.平成2年度道路交通センサスより 2.平日のピーク時平均旅行速度

策を進 従来よ 進め 女渋滞 は 化 n ク 7 シ ポ め 合 h ŧ 対 ∃ てきた。 理 交 象を全国に広げ 1 方 的 通 プ な交 Z 管 1 口 制 都 Ō 12 グ 結 通 シ 道 お ラ 果 規 ス 府 U (ک<u>)</u> 制 テ 県 3 渋滞が 0 L 公安委員 全国で約 「渋滞 推 0 進等を通じて 高 策 定 度 解 対 会に 化 消 策 五 推 ŧ P b 信 進 お \bigcirc 号 平 箇 計 しっ 所 渋 機 T は 画 成 緩 滞 0 ŧ 0 年 系 和 主 智

渋

緩

消

向 箘

早

急

ゕ

つ

層 明

Ö

効

果 交

国で

約

厄

Ö 1=

あ

ること

が

判

L

通

z

1= 府 よる 県 L 0 か 渋 ځ Ļ 滞 亚 特 対 策協 成 渋 五. 滯 議 年 加 0 会 か 蓍 月 L 行 Ļ, Ŧi. 主 月 要渋滞ポ 全 1= 国 か 渋 11 滞 7 イ 実 ン 態 各 ١ 調 都 は 杳 渞

交

量

0

大に 提

Ź

18 要

1

ク あ

ア

F ١

スラ

1

通 た

の

平 切

進 な誘導

化

を

図 を

る 行う Ź

必

が

る

٤

0)

点

か

0

推 通 需 b,

進 容 要

情

報 拡

供

0 加

充実など

ŏ

ソ

フ

な バ 観

施

策

相

路 較

p

利 長

用

す

3

需要サ を要す であ

k た L

12 め か

道

路

利

0

工夫を

求

適

図

2

ことに 苚 と並 n

ţ

り、

交 め 道 比 道 バ

路 イ

|整備

0

á,

L

らの

を備

は Ó は

18 渋 取 滞

ス

B

状道路

の 消

整備

交差点の立体化等

滞

を

和

解

す

る 0 H 所

ため であ

0)

抜

本

的

な

対

策

h 0

組

Z. 和

が

望 解 七

ŧ

n

た

的

期 推 環 緩

間 進

る

n

行

て

170cc/km 1.00 ◆ガソリン乗用車の燃費 106cc/km 82cc/km 0.62 69cc/km 0.4863cc/km 62cc/km 0.40 0.37 0.36 20km/h 10km/h 30km/h 40km/h 50km/h 60km/h

ノロノロ運転は燃費効率が悪い渋滞はCO2増大の 大きな原因

体系的な道路 ネットワーク整備 施設の整備 「辐」の確保 ポトルネックの 交通容量の拡大 解 消 既 存 道 路 の 有 効 利 用 用 道路交通円滑化施策の体系 交通運用の 公共交通機関の 卷 迩 利便性の向上 新技術の実用化と 及 輸送効率の向上 利用の仕方 交通需要で の工夫 交通需要の 時間的平準化 交通負荷の小さい 都市づくり 適切な利用 の誘導 コスト負担による 鉄

図 2 道路交通円滑化施策の体系

多車線化、十分な幅員の確保等 交差点改良、立体化等

交通管制の高度化、リバーシブル レーン、駐車場整備、道路交通情

報提供の充実等 駅前広場、パークアンドライド用 駐車場等の整備、バス優先対策

新物流システム、料金自動後収シ ステム等

人流:カープール等相乗り促進 物流;ロジスティクスの高度化、 物流拠点の整備等 フレックスタイム、時差出勤、休 日の分散等

職住近接型都市構造の構築、交通 アセスメントの導入等

プライシング等

「新渋滞対策プログラム の策定

い三七都

市

巻

を

対 和

象

1

一渋滞 度

対 b

/ 策緊急実行

計 0

画 著

設省

では、

昭

芸兰

年

Ĵ

特に

1.渋滞

箇所 込み、 乗り 計 九年度まで 策の立案 「交通需要マネジメント П |画で道路管理者と公安委員会が協力しながら対 七四〇箇所のうち で Ó /ラム Ď 平 促進やフレ)渋滞 成 の計 実施を行うこととした。 Ĩ. 芸の解消、 が策定され |年度から平 画期間中 ・ックスタイ 約四〇 緩 和を目 Ė 成 $\widehat{\mathbf{T}}$ 九年度までの五箇年の)%にあ 主要渋滞ポイント 4 指す の $\overline{\mathbf{M}}$ 導入などを行う こうして平成 施策」 たる約七〇〇 「新渋滞 を盛 対策 0

(⊢□≥=Transportation 交通需要マネジメント Management, Demand

求 を盛り込んでいるところである。 める 拡大施策のみならず、 ここで「交通需要マネジメント 机渋滞対 「交通需要マネジメント 策プ П グ ラ 道 4 路 利 0 り特徴は、 崩 \widehat{T} T D の仕 D 方に M M 交 に工夫を 施策 通 施 容 策 量

らみ とは、 用を工夫したり、 からの働きか 策に大きく により 部 ると交通容量 労は 交通 円滑なモビリティの 交通容量を拡大する供給サイドか 道路 分類した |行動の調整を行う需要サイド けの 交通 部分であ 自 の 動 拡大に分類され 円滑化施策 図 3 華以 の確保を、 外の交通手段 3 場合の、 小の体系 供給 るが、 交通基 サイドと重 需要サ **図** から , の Z 2 盤 イド の施 一の整 転 Oの 運 か 施

> 待 間 早期に実施することが を Ļ, を できることである。 るところであ 致 を要する箇所に 工夫することに Т 図 ると D τ Μ お 0 b, 特徴 つ た点で広義に Т は お D より、 車 Μ ķ ても、 困 ġ 0 のことは時代の要請 難な箇所や、 供 利 T 取 給 用 早 サイド 0) 組み 期 住 Μ の 方や暮らしぶ が 効果発現 Ö 注目さ 完成まで時 渋滞対策を ż ゕ゙゙゙゙゙゙゙゙ n

夫す つ効果的。 n か わず だ る ることが、 ٤ ŏ かー 渋滞の生じて であることの証明ともといえる 報 告もあ ○%減少す 渋滞を Ď, 解 しょ 道路 れば、 消する手段として有効 る 道路に を利 渋滞 介用す お は b る方法を工 て 挙 例 通 緩 行

例

<u>2</u> °

五. 連 野中 ごであっ ただけであった。 みであっ 続 ゴ 〇〇台と約五、 Ì た。 井IC近くで、 Jν た日に最大四 デ たが、 その一 ゥ 1 日 最 000台 大 前 'n 期 通過交通 \bigcirc 通 km 間 |過交通 中 km 0) 約 ン渋滞 0) ン渋滞 量が 東 0% (名高) 量 が 一は四 が Ŧi. 几 万九〇 速 少な 時 万五 時 道 蕳 蕳 路

ス

1

スに

走

行でき

た

ŧ

0)

が

現

在

は各所で慢

的 4

な渋滞が発生してい

四

・渋滞対策協議会」の設置、

合渋滞対策支援モデル事業」

の創 及び

設

例 2

首都 は 四 Ħ Ö 高 万台 速道路 約 都 % の 日 心 て、 環 増 現 状線 加 在の 0 開 利 開 通 用 通 当 台数 当 初 初 は は 0) 全 四 利 線 五 用 台

策

п

1

プ

Ŕ

新たに

創設された

れまでの

「新渋滞対策プ

п

グラ

Ĺ

12 ょ

る

渋滞対策支援 のフォ

モデ アッ

ル事業」

関する具体的なT

D 合 施

台 数

> 需要サイド 供給サイド ・通信手段利用による勤務の奨励 勤務時間帯変更の推奨 ・ノーカーデー、トラック走 乗り換え拠点整備 (パーク 行時間帯の推奨 &ライド施設、駅前広場等) 多乘員車優先措置 ・道路ネットワークの整備 ロジスティクスの展開 ・物流共同集配の奨励 · 幅の確保 (多車線化、幅員確保等) 多乗員車レーン, トラックル ・地域相乗り組織、交通管理 ・ポトルネック解消策 (交差点改良、 ートの整備 組合等の奨励 信号改良等) 歩道・自転車道の整備 TDM活動への補助・助成 リパーシブルレーンの整備 ロードプライシング ・新交通システム等の公共交通 など 機関の整備 企業TDM制度、交通アセ 道路交通情報の提供 スメント制度等の導入 など ・駐車マネージメント · 土地利用政策

図 3

運輸省、 設置し、 M施策の実行に対する支援等を目的に、警視庁、 対策での連絡を図ることとした 制度面等の検討調整など、 建設省の三省庁で『渋滞対策協議会』を 横断的な渋滞

策に取り組むこととした。 支援モデル事業』の実施都市として、一〇都市 施策を積極的に実施ことを目的に『総合渋滞対策 渋滞対策プログラム」の中に盛り込まれたTDM 国における実施事例はまだ少なく、 画の策定及び試行の実施を行い、 容量の拡大施策とあわせて、 及等に一層取り組んでいく必要があるとため「新 (注1)を指定した。実施都市においては、 交通需要マネジメント (TDM) TDM施策の試行計 総合的な渋滞対 今後、 その普 の我が 交通

以下に、代表的な都市での実施状況を概説する。 注 1 視視市、 山市、 「総合渋滞対策支援モデル事業」実施都市 秋田市、 奈良市、 宇都宮市、 広島市、 徳島市、 金沢市、 北九州市 豊田市、

[金沢市

しい。 所を市内中心部に有するため、 クなどには、 金沢市は、 ゴールデンウィーク観光時には、 兼六園や長者武家屋敷などの観光名 観光目的の車両が集中し、 ゴールデンウィー 渋滞が著 昭 和

ている。 六三年より毎年パークアンドバスライドを実施し 今年度は、 五月三日、 四日の二日間、 北

> 部を、 臨時駐車場 徴収することとした。 車を誘導し、 陸自動車道金沢東IC、金沢西IC周辺に設けた 査を行い、 0 結ぶもので、 バス(午後四時以降の便) 五分間隔のシャトルバス(貸切)二系統で 次回実施時のための参考資料を収集し (約一、三○○台) に、観光客の自動 駐車場と兼六園、 駐車場では運行管理費として料金を なお、 では、 駐車場へ向かう帰り 香林坊などの都心 アンケート調

[高山市]

ている

(図 4)。

部や幹線道路の結節点での交通渋滞が深刻化して 楽 ことから混雑が発生していると考えられ、 な対策が望まれた。 周辺まで乗り入れし、 0 いる。また、 、駐車場不足に加え、 シーズン、スキーシーズンにおいて、市街中心 高 山市では、 高山祭りの開催時においては、 春、 秋の「高山祭り」の際や、 大型観光バスが祭り会場の 乗客待ちの路上駐車を行う 効果的 市内 行

外に大型バス駐車場を整備、 滞時間が短くなっており、 たにもかかわらず、 その結果、 とし、大型バスの市内中心部への進入を規制した。 バスに乗り換えて祭り会場に向かってもらうこと バス(一○台)を導入、国道一六八号線沿いの郊 そこで、まず昨年の秋の高山祭りよりシャトル 史上三番目という入り込み客数であっ 毎年秋の高山祭りと比べて渋 大型バスの路上駐車が 観光客にはシャトル

> れる。 間発生し、 なくなることで交通の円滑化が図れたものと思わ 用者の平準化が検討課題となっている。 しかしシャトルバスの待ち時間が最大一時 今後は情報提供によるシャト ルバス利

場情報、 とで交通の円滑化を図る方策を検討中である 施策に加えて、 そのため、 観光・イベント情報などを提供するこ 高山祭りにおいて、 ラジオにより道路交通状況や駐車 今年度に従来の

(図 5)。

[奈良市

ている。 用による入り込み数は一カ月約四〇万人強となっ で、うち春、 光都市である。 る周辺地域からも、多数の観光客が訪れる国際観 県内ばかりだけでなく京阪神都市圏をはじめとす 奈良市は、 歴史、文化資産を多数有する都市で、 秋の観光シーズンにおける自動車利 年間観光者数は約一、 四〇〇万人

備 心とする奈良市中心部では、 通の集中により渋滞対策が発生し、 方面及び奈良南部方面からの交通結節点では、 障となっている。特に、北西部の大阪方面、 車交通により渋滞が頻発し、 歴史・文化施設を目的とする行楽シーズンの自動 このため、 の不備から生じる迷走車等から渋滞が発生して 奈良市では、 奈良公園やその周辺の 駐車場不足や誘導設 周辺住民の生活の支 奈良公園を中 交

しょう

ると考えられた。

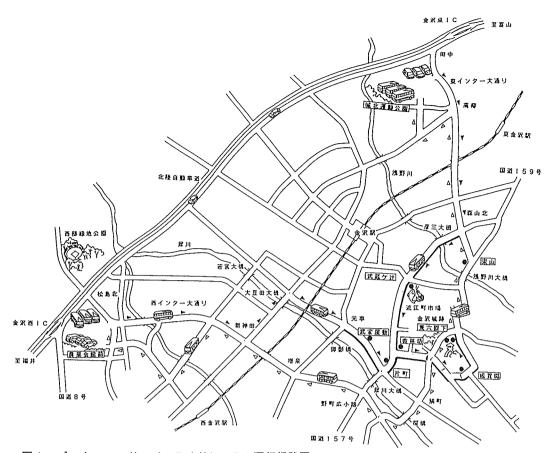
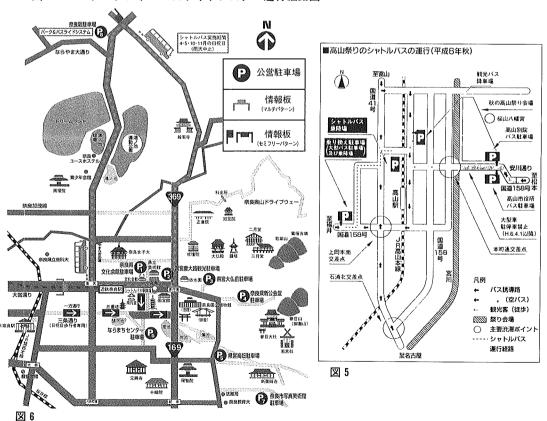


図 4 パーク・アンド・バスライドシステム運行経路図



0

中心部で不足する駐車容量を補うため、シャトル 郊外駐車場からのシャトルバスへ転換することで、 アンドバスライドを実施している(図6)。 バスや駐車場の借り上げ、 奈良市中心部での交通量の減少を図るとともに、 奈良公園周辺の観光地へ集中するマイカー交通を そこで、四、 瓦 _ Q 一一月の休日において、 管理などを行うパーク

五 TDMの試行について

増えつつあり、 り組みが比較的容易であると思われ、実施事例も う時差出勤や通勤手段変更、ハイシーズンにおけ の第一歩として大きく評価できるものである。 3 · 4 など) もあり、 状況調査によりその効果が明らかになった例 市においても、既にTDMの試行が行われており、 果が認められつつある。 る観光地でのTDM施策などは、試行としての取 これまで示した例のように、期間を限定して行 モデル都市をはじめとした都市や、その他の都 TDM施策の渋滞対策としての効 TDM施策の本格的導入へ 例

踏まえたTDM施策の試行導入を推進して行く必 まれ、その他の都市や地域等においても、 今後、 その本格的・継続的な実施がより一層望 前例を

要があると考えている。

六 さいごに

を推し進めてきた。 大な影響を及ぼしている渋滞を解消すべく、 建設省では、道路周辺の環境や経済活動等に多 対策

指定し、これらの都市を中心にTDM施策の導入・ 業」において全国で一○都市をモデル都市として 試行等を行っているところである。 「新渋滞対策プログラム」により、 中でもTDMについては、 平成六年度には「総合渋滞対策支援モデル事 平成五年度からの 位置付けを行

実施するためには、 後の検討の課題と認識している。 あることが考察されており、これらについては今 るためには、その実施体制・組織の整備が重要で れた試行を恒久的な対策として本格化・制度化す 充実が必要であること、ある程度の効果の認めら これらの施策に取り組むなかで、円滑に試行を 地元企業等の実施協力体制の

討 も幅広く取り組んで行く必要があり、 また、 |課題として行きたいと考えている。 現在実施されている以外のTDM施策に あわせて検

当行み 058

例 3

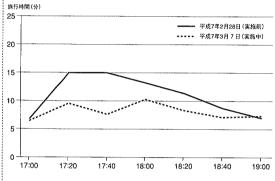
トヨタ自動車本社地区/公共交通への転換 (シャトルバスの運行)

- ・平成7年3月6日(用)~10日金の5日間
- ・自動車通勤の従業員228人をモニターとして募集
- ・朝夕のラッシュ時に愛知環状鉄道による通勤を実施
- ・三河豊田駅から勤務部署までシャトルバスを運行
- ・郊外駅に71台のパークアンドライド駐車場を用意

○調査の結果

トヨタ町南〜拳母町(約3.5km)間の所要時間が図のようになった

■旅行時間測定結果(夕方・トヨタ南町~拳母町)





●シャトルバス運行計画 マイクロバスを片道10分以内でルート設定した [Aルート] (愛知環状鉄道の時刻が約20分間隔のため) 外山工場へはプゴン車を運行した [Bルート]

例 4

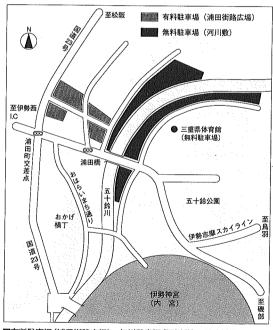
伊勢神宮(内宮)/初詣客の駐車場対策 (長時間駐車の排除)

- ・平成6年12月31日(土)~平成7年1月5日(木)
- ・浦田街路駐車場を有料化し(1回500円) 3時間以 内の駐車を呼びかけ
- ・駐車場整理・誘導員の増員により駐車スペースの有 効活用を目指す
- ・事前連絡により周知を図り、地元の人の長時間駐車 を排除
- ・無料駐車場の整理・誘導にも努める

○調査の結果

駐車時間の短縮・長時間駐車車両の減少、浦田交差 点でのピーク時渋滞長短縮、駐車場周辺の混雑緩和 がみられた





■有料駐車場(浦田街路広場)、無料駐車場(河川敷)の駐車時間

駐車場	平均駐車時間	4時間以上駐車車両
有料駐車場(浦田街路広場)	2時間40分	12%
無料駐車場(河川敷)	3時間10分	23%

日本道路公団の渋滞対策 渋滞ストレフ

日本道路公団企 日本道路公団保全交通部交通対策課 画 部 企 画 課

はじめに

平成七年四月現在、 このような利用状況の中、 台数が開通延長を上回る伸びを示している(図1)。 日平均利用台数は三六八万台に達しており、 加傾向にある。 JH日本道路公団が管理する高速自動車国道は、 開通延長が五、六七七㎞、 渋滞発生回数も年々増 利用

ド対策として車線拡幅や料金所ブース増設等の対 策を進めているほか、各種情報提供の強化等のソ 五年度に『渋滞対策プログラム』を策定し、ハー フト対策も実施している 従前より各種の対策を実施中であるが、 .日ではこうした渋滞を緩和・解消させるため 平成

本稿では、渋滞対策プログラムの概要を説明し、

収受方法の多様化(ノンストップ自動料金収受シ 渋滞ストレス解消対策(イライラ運転解消)とし ステム)について紹介するものである。 て推進している①渋滞予測手法とその効果②料金

JH渋滞対策プログラハ

箇年計画のなかで、総額八、六○○億円の総合的 解消や道路交通情報の充実等に向け早急に改善し、 れたお客様のご意見をもとに、 自動車国道に対して、JH日本道路公団に寄せら 動を支える自動車交通の大動脈となっている高速 たもので、 めている渋滞対策について抜本的な見直しを行っ 高速道路本来の機能回復を図るため、 渋滞対策プログラムは、国民生活や産業経済活 現在進められている第11次道路整備五 交通渋滞の緩和・ 従来より進

> なものとなっている。その内容は①交通集中渋滞 ス解消対策の四本を柱として策定している。 対策②事故渋滞対策③工事渋滞対策④渋滞スト

渋滞の現状

平成六年には約二八、九〇〇回に及んでいる(図 高速道路の交通渋滞回数は、年々増加しており、

2 ∘°

交通渋滞を原因別に見ると

1 て発生する交通集中渋滞 交通容量以上に交通が集中することによっ

工事等の規制に伴って発生する工事渋滞

2

3 つに分けられる。 交通事故に起因して発生する事故渋滞の三

は交通集中渋滞が約七五%であり、 高速自動車国道の渋滞発生頻度は、 工事渋滞が約 平成六年で

五% 事故渋滞が約一○%となっている。 本線部が六〇%に大別され、 本線渋 料金所 また、

滞では、 部が四〇%、 渋滞発生箇所を道路構造から見てみると、 で八%となっている(図3)。 上り 坂 サ ·グ等部で三二%、 トンネル部

8000 (km)

7000

6000 長

5000

4000

3000

2000

1000

180

150

120

日平均走行台キロ

百万台キロ/日)

日平均利用台数

50

高速自動車国道の開通延長及び交通量の推移

400 (万台/日)

350

300

250

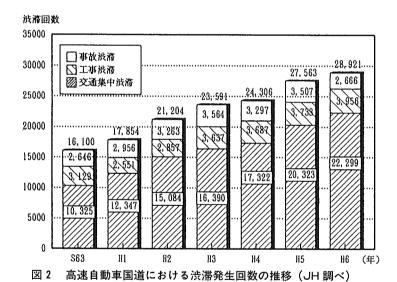
200

150

100

図 1

日平均利用台数



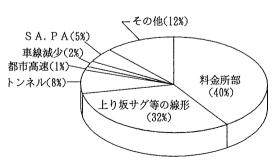


図 3 渋滞発生箇所の道路構造 (平成6年)

有料道路では四三 して掲げ、 上の箇所を特に渋滞の著しい主要渋滞ポイントと 発生している箇所、 高速道路等において交通渋滞が年間三〇回以上 高速自動車国道では 一箇所を対象としている。 または平均渋滞延長が一 一八五箇所、 $\,\mathrm{km}$ 般 以

料金 拡幅、 道で一三六箇所、 成 九年度迄に東名・ の整備による交通分散を図るとともに特に、 所ブ 付加車線の設置、 Ī スの増設等の各種対策を高速自動車 名神 般有料道路で四〇箇所で実施 インターチェンジの改良 関越道等の本線の 車線 国 平

交通集中渋滞解消の対策としては、 ネット ワ

事故の防止を図るため、

平成三年度を初年度とし

対策の基本である交通

事故渋滞対策としては、

表 1 主か渋滞対策策所

表 王な茂清	静 对東固 <i>門</i>
対策の内容	対 策 箇 所
本 線 拡 幅 (6 車線拡幅等)	東北道 (鹿沼~字都宮) 関越道 (練馬~前橋) 東 名 (厚木~大井松田) 名 神 (京都南~吹田) 名神 (栗東~瀬田東) 伊勢道 (久居~松阪) 九州道 (八代~人吉)
付 加 車 線 設 置 (登坂車線含む)	(上) 東名(東京~川崎) (下) 東名(音羽蒲郡~岡崎) (下) 東名(豊川~音羽蒲郡) (上) 西名阪(香芝~法隆寺) (上) 近畿道(摂津北~摂津南) (下) 中国道(宝塚~西宮北) (下) 常磐道(千代田区石岡~水戸)
インターチェンジ 改良	東名横浜 IC、東名厚木 IC 東関道宮野木 JCT、常磐道柏 IC
料金所ブース増設	東北道仙台南IC、常磐道三郷TB 関越道所沢IC、中央道八王子IC 東名阪鈴鹿TB、西名阪天理TB 西名阪松原TB 名神吹田IC(近畿道茨木TB→料金所集約)

工事渋滞対策

事故処理時間の短縮にも努めている。

基づき交通安全対策を計画的に実施している他

する五箇年間の事業計画」

(H三年~日七年) に

た「高速自動車国道等における交通安全対策に関

を図るため、 工事渋滞対策としては、 交通量の比較的少ない時間帯を厳 工事に伴う渋滞の減 選 少

> 特に交通量が多く、 工事の施工時間が取れないよ

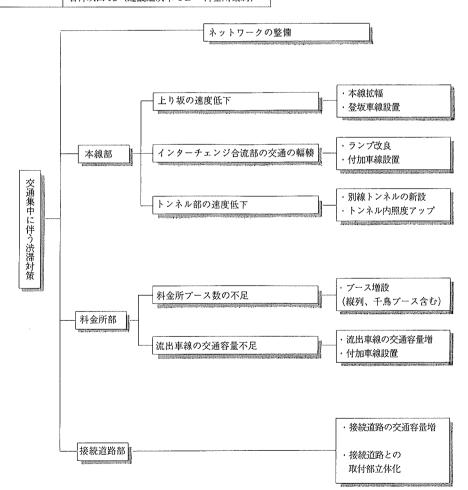


図 4 道路施設等の整備(ハード対策)の考え方

表 2	集中工事	実施区間			
	実施区間	延長(km)	注)工 事 期 間	規制方法等	備考
東名	東京~小牧	339.8	10/17~10/27 (11日間)	昼夜連続車線規制 (6時開始)	夜間通行止有り 導入時期 昭和63年~
中央道	高井戸 ~八王子		D10/3~10/7 D10/11~10/14 (9日間)	昼夜連続車線規制 ① (5時開始) ② (0時開始)	夜間通行止有り 導入時期 昭和63年~
名神	栗東~吹田	57.2	11/4~11/17 (13夜間)	夜 間 通 行 止 (20時~翌6時)	導入時期 昭和45年~
西名阪	松原~天理	27.2	10/11~10/19 (8夜間)	夜 間 通 行 止 (20時~翌6時)	導入時期 平成4年~
第二神明 道路	明石西~ 月見山	24.4	10/19~10/29 (10夜間)	夜 間 通 行 止 (21時~翌6時)	導入時期 昭和52年~

等で配布している(図5)。

さらに、

料金収受時間短縮のための料金収受方

各地区毎に「ポケットカレンダー」をSA・PA 日・祝祭日を含めた「ドライブカレンダー」や、 デンウィーク・お盆・年末年始)に限って行って

交通分散を図るため、

従前は交通混雑期

(ゴ ゴ 1

いた渋滞予測広報を平成六年度からは、

年間の土

要時間情報板・図形時間情報板やハイウェイテレ

ホンにより道路交通情報の提供を充実し、

て駐車マス等の拡充整備を図っている。

(サービスエリア・パーキングエリア)

におい

発や東名・名神や都心近郊の混雑の著しい休憩施 法の多様化(ノンストップ化)についての研究開

(注)平成6年の実施時期であり、毎年固定されたものではない。

= 渋滞予測手法と効果

画的に整備を進めているところである。

以上がJH渋滞対策プログラムの概要であり計

きている。 年始から、 路を利用されるお客様へのサービス向上を図って 盆 · 年末年始) τ いる状況の中で、JHでは昭和六二年度の年末 高 速道路が日常生活に密接な係わりを持ってき 交通混雑期 の渋滞予測を記者発表し、 (ゴールデンウィーク・お 高速道

箇所・ 利用を図ることを目的に実施している。 渋滞予測は、 時間帯を避けていただき、 画に 高速道路の分散 おいて、 渋滞

D化した道路情報板、

ハイウェイラジオ・ハイウェ

より見やすいLE

情報を適切に提供するために、

こうしたイライラ運転の解消のため、

道路交通

イ情報ターミナルの整備をすすめるとともに、

所

の原因となっている。

予期せぬ渋滞は、

お客様にとってイライラ運転

(5)

渋滞ストレスの解消対策

ゴ ここでは、 ルデンウィークを例に紹介する 渋滞予測手法と効果について今年の

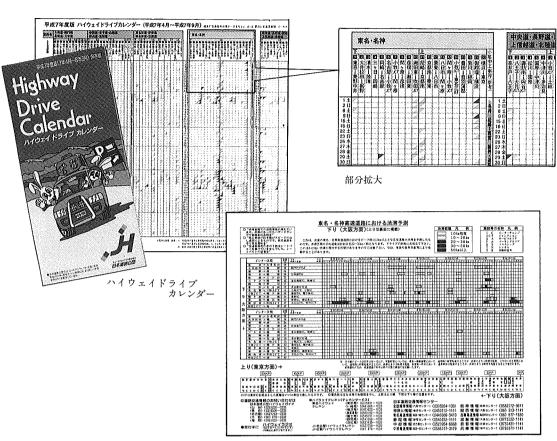
(1) 渋滞予測手法と予測結果

測を行い、最大渋滞長一〇㎞以上となる交通集中 策の実施状況、各年の曜日のずれ等を考慮して予 滞発生状況データから、 びJHの交通管理隊の視認により行っている。 滞の先頭) 渋滞を各道路ごとに渋滞のボトルネック箇所 幅・インターチェンジ改良等のハード的な渋滞対 渋滞を除いたものを参考にし、 速がつづく状態』を定義としており、 いてお知らせしている 渋滞の予測手法としては、 高速道路での渋滞は、『時速40 高速道路路面下に埋設してある車両感知器及 ・渋滞長・渋滞時間・ピーク時間につ (図 6)。 事故・異常気象等に伴う 過去三箇年程度の渋 道路網の整備・拡 km /h以下の 渋滞の判定 (渋 低

次のとおりであった。 今回のゴールデンウィークの渋滞予測 の概要は

・今年のゴールデンウィーク期間は、 中すると予想 三〇日、五月三日~五月七日】交通は後半に集 めると連休が二つに分かれ 【四月二九日~ 土曜日を含 ·四月

に交通が集中し、 交通が集中し、大きな所で三○㎞~四○㎞ 、渋滞が予想され、 渋滞のピークは、 大きな所で三〇㎞~七〇 上り線は、 下り線で五月三 五月三日~五 日 四 程度 日に km H



交通混雑期渋滞予測のチラシ

_	t	ŗ	分級	泉			()	Į3	京方	jî	面)		Ħ	7	5	R	: :	į	É	Ħ	ŧ	F	7 3	河		'9							-3		, ;	2	
月	E	B 8	- C 製	,	1		þ	E	か仏丁			大月月日			1	阿斯斯斯	,	4 %	取	四 胡	i i 浙		学覧 ケ 移説	lli	CT CT	外料	タンクロスト	- # 532 121	2.2 (9)	(A)	K	P	月 1年 1月 1日	ポストリング	150	選択	-
١			先題	-	0 8		7 2	*	-0,	55	0 8411	70	11	909	6 1	1 1) [Т	14	177	1	221 } }	1) 2	2 4	ı	6 :	88 3	0 1	2 1	**) 4	s 18	3 20	22	24	١
۲	ti	a	61KP	┢	Н	_	-	┪	4	b	9 4	Ł	•	12	- 2	i	ni	1	ı ik	ķ.	51	11	Ħ	T			Г	Т	Г	Г	H	1000	300	-	т	Т	٦
1	ť		87KP	-	Н	-	-	1	3		園3		}	E	4	51		П	7	П	٦	1	H	T			Г	Г		Г		E	-	256	100	Ι	1
1	12	月	41KP		П	_	4	b :	16			T				П		П	Т	11	Т	T	П	Τ.				Γ		10	08	100	20	200 B	200	R.	1
ı	t	1.	87KP		П	_	Г	Г	1	P.	間3	03	7	4	,	П		П	Т	1.1	T	Τ	П	Г						8	ğ	dest	355	8	\perp	1	_
П	3	1	41KP	1	П	PIR	2	þ.	17 6	Ð.	94	16	Ď.					П	Ι		1	Τ	П	L				L		88	200			***	100	=	J
11	L	*	87KP	Г	П		Г	Г			21	i i	9	ħ	4				Ι	13	I	L	П	L				E	L	L	Ш	E	100	3	_	1	7
ı	Ľ	Ľ.	41KP		I	18	12	D.			Q C					П			I		1	1	Ц	1_		_	L	L	L	L	E	200	-	B	200	4	4
ı	1		61KP	L	L		L	L	3		分子	*		1	L	Ц	L	Ц	1	Ш	4	1	Ш	1	L	Ш	L	L	L	L	L	200	200	4	4	4	4
ı	<u>li</u>		"	L	Ш	L.	L	L	3			46	_	1	L	Ц	_	Ц	4	Ш	4	1	11	╄-	L	Ш	L	1-	L	 	Н	800	300	4	-+	4	4
1	12	18	"	L	Ц	L.	<u> </u>	L	_ 3			96	_	1	L	Ц	Н	Н	4	Н	4	4	H	╁-	L	Н	_	↓.	┡	┡	-		海南	-	+	4	4
L	2		"	Ľ	L	L	L	١.		Q		4		+	L	Н	_	Н	+	Н	4	+	H	╄	H	Н	H	Ͱ	H	┝	Н	200	33.75	4	+	+	ᅱ
ı	Ę	坦	41KP	L	H	Ļ.,		Ų.		Þ		4		+	┡	H	μ.	Н	4	Н	+	+	H	╀	├-	-	┝	╀	١	┝	-		202		+	+	4
١.	1	봪	"	┡	Н	-	-	Ш	-	₽.		4		-{-	┝	Н	⊢	Н	+	Н	4	+	H	╁	┝	Н	┝	+-	┝	+-	Н	-	-	200	+	+	H
2			 "	⊢	H	μ.	11	Į.		2	2		₹-	+	├	┝	┝	Н	+	Н	+	+	H	┿	┢	Н	H	+	┝	╁	1	-	-		+	+	4
1		믦	 "	├-	+	⊢	1	Y.	(i) 4	₹.		豐	<u>~</u>	+	┝	+	┝	Н	+	Н	H	+	H	+	┢	Н	H	۲	✝	1	H	H			+	十	1
H	ť		1 "	١;		- 12	12	Ж	14 e	Ŧ		32	<u>*</u>	士	⊢	+	┢	Н	+	Н	H	+	Ħ	✝	t	-	۲	۲	۲	1	m	-	223	32	7	+	ヿ
1	li		1"	H	i.		13	K.) <u></u>	á	66	1	<u>-</u>	Ī	-	H	1-	Н	+	Ħ	H	+	11	†	t٠		Г	✝	1	†	Т	-	100	200	+	7	7
13		i		ti	18	m	13	ŕ.	·	3	0.0	عاد	<u> </u>	Ŧ	Г	1	m	Ħ	1	Т	1	†	11	1	Г	Г	Г	T	Т	Г		12		282	7	T	٦
٢	1		"	ti	Ta.	T	ĬŽ	Ŕ.	44	5	0.6	علم	2	Ī	Г	1	-	П	1	Т	Т	1	11	Т	Г	Г	Г	Т	Г	Г	Г	20	an.	322	\top	I	1
1		B	"	H	Ī,	11	13	ħ.) ÷	5	96	į,	Ġ	*					T	T	П	T	Π	I				Γ	Γ	L	L		365	310	1	\perp	J

渋滞予測ポケットカレンダー (各地区毎に配布)

図 5 渋滞予測広報資料

これによると、 東名、 中央道等の一部の高

hに対して実績渋滞量七、

一八六 km·

h と約

渋滞が発生した5/2

8

(図8) を見ると、

大谷PA付近の交通状況

て発生した東北道 (下り線)

の渋滞(最大一

特に交通が集中し、

五月二日~三日にかけ

二六㎞)のうち、代表的ボトルネック箇所の

(2)

1

ゴー

ルデンウィーク期間

四日間

0) 交

た (表3)。 (H6·4·26, H6·5·9) (E 約二・四%の伸びを示し Ĥ 7 4

度の渋滞の発生を予想 渋滞予測と実績の比較分析

ク期間 26~ H7・5・9) と昨年のゴールデンウィー 入交通量の合計は ける首都圏及び地方都市料金所一二箇所の出 今回のゴールデンウィーク期間

● 発生場所 ● 渋滞長別時間帯 1 ● 発生日・曜日 ●交通量データ 過去3箇年の ● 発生時間帯 渋滞状況の整理 ●ピーク時の渋滞長・時間 2 特異状況下の渋滞の排除 ●曜日のずれを考慮 過去3箇年の ● 道路の整備状況の考慮 ● 交通量と ● 発生パターンの確認 渋滞パターン確認 渋滞状況の修正 3 ● 発生場所 ● ピーク渋滞長・時間 当該期間の ●発生日・曜日 増加所要時間 ● 渋滞長別時間帯 渋滞予測を作成 予測チラシ・ポスタ 4 ・レビ・ラジオ ● リーフレット・機関誌 予測結果の広報 イウェイ ●雑誌等への掲載

図 6 渋滞の予測手法

四九%も大幅に下回った。

また、一回当たりの渋滞量についても予測

月三日にかけて集中した。 は増加し、 速道路で昨年を下回っているが、 特に日別に見ると五月一 他 一日から五 の道路で

回った。

これらのことから、

ゴー

ルデンウィーク期

六 八 km

hに対して五二

畑・hと約二四%下

2 渋滞予測と実績の分析

2』については、予測渋滞量 対して実績回数一三七回と約三五%下回った。 較すると、 渋滞量 『渋滞長 渋滞回数については、 渋滞箇所を日別、 図 7 (㎞) ×渋滞時間 (h) 道路別に予測と実績を比 予測回数二一一 四、〇七八㎞ 回に

3

ており、

渋滞予測の提供により、

交通集中を

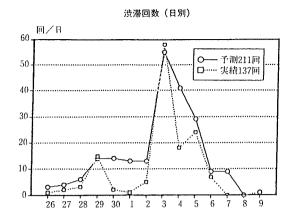
分散させる効果があったものと思われる。 東北道(下り線)の大規模渋滞の考察

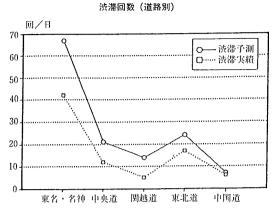
間中の交通量が昨年より増加している状況に

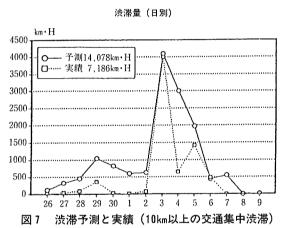
かかわらず、渋滞回数及び渋滞量が減少し

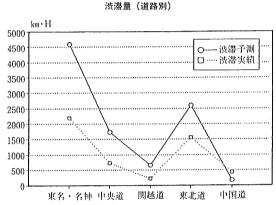
ゴールデンウィーク期間における

		交通量(台/日)							
		7年度	6年度	伸び率					
東 名	東 京	128,077	129,861	98.6					
中央道	八王子本線	50,856	51,976	97.8					
関 越 道	新 座	95,510	89,724	106.4					
東北道	浦和本線	89,730	86,982	103.2					
常磐道	三 郷	104,365	99,814	104.6					
東関東道	習志野本線	87,897	85,949	102.0					
首 都	圏 小 計	556,235	544,305	102.2					
東北道	仙台宫城	21,093	19,349	109.0					
北 陸 道	金 沢 西	23,359	24,065	97.1					
東 名	名 古 屋	66,264	61,970	106.9					
名 神	吹 田	50,224	51,133	98.2					
山陽道	広 島	28,643	27,744	103.2					
九州道	太宰府	54,229	52,895	102.5					
地方都	市小計	243,812	237,155	102.8					
合	計	800,048	781,460	102.4					









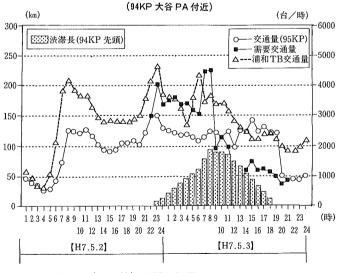


図 8 東北道(下り線)交通状況図

 \bigcirc デンウィー った昭和六三年のゴー 間) ールデンウィ における全国の渋滞量を、 ・ク期間 同 、期間としては最初の予測 時期) ルデンウ と比較すると、 1 今回のゴ ーク期間 H 1 平 ル

(3)

約六七%に相当 00 短時間に交通が集中したものになっている。 ر 5 00 の交通量 */* 3 22 00H 通 当たり |常の交通量増に加えて の交通量で比較すると $\frac{2}{5}$ 22

四千台→H七年 散利用の効果によるものと思われる。 プログラム』による、東名・関越道等の車線拡幅 渋滞量は約二一%(S・六三年 均出入交通量は約二八%増加(S・六三年 工事等の各種渋滞対策や、 h→H七年 この状況は、 tį JHで現在進めている『渋滞対策 七九八千台)しているものの、 ○四○㎞・h)減少している。 渋滞予測広報による分 八、九〇〇㎞・ 六二

四 の研究開発状況 ノンストップ自動料金収受システム

(1) システムの概要

ある (図9)。 料金の支払手続きを行うことができるシステムで 路の利用者が料金所を通過する際に自動的に通行 用に関する情報の交信を行うことにより、有料道 した車載機器と料金所に設置された路側システム (アンテナ、 を使用した無線通信技術を利用して、車両に装着 、ンストップ自動料金収受システムとは、 制御機器等)との間で有料道路の利 電波

されており、 車両または運転者に固有の情報があらかじめ記憶 央処理システムから構成される。 例を紹介すると以下のとおりである。 このシステムは、 海外の事例等を参考に、このシステムの構成の 路側システムからの質問に対し必要 車載機器、 路側システム、 車載機器には、 中

> る対距離料金制の有料道路においても適用可能で るものもあり、 た車載機器には路側システムから送信された情報 な情報を自動的に送信するようになっている。 (入口番号、通過時刻等) を記憶する機能を有す 出口において入口情報を必要とす ŧ

路側システムは、 アンテナ及びその制御部

利

ある。

既存車線 通過検知装置) ETC 専用車線 出口 誘導表示板 Important 入口

ノンストップ自動料金収受

システムの導入イメージ

図 9

表 4 海	外における主な導入事例	
国 名	導入されている代表的な道路	料金方式
イタリア	アウトストラーデの一部	対距離料金
ノルウェー	オスロ市有料道路・ トロントヘイム有料道路	均一料金
フランス	パリーリヨン有料道路の一部	均一料金
スペイン	ACESA 等 4 道路の一部	均一料金
アメリカ	オクラホマターンバイク	複数の均一料金

1通過検知装置

鱼行券自動発行機

る。 られ、あらかじめ登録されている銀行口座等から 用者への案内表示器等から構成され、 中央処理システムで処理されることになる。 利用に関する情報をもとに、各公団間での精算も 行の可否、通行料金の表示等) を行う機能がある。 の交信を行うとともに、交信結果の案内表示 の他に前納方式等への対応も技術的には可能であ 自動的に通行料金が引き落とされ、 以上は後納方式による処理の流れであるが、 料金所での交信内容は、 通行料金に関する決済が完了する。 中央処理システムに送 利用者にとっ 車載機器と

この種のシステムはすでに欧米諸国では、 橋梁

JHを含む道路関係公団 されており (表4)、 推進を図っているところである。 神高速道路公団、 年六月に策定された「道路技術五箇年計画 やトンネル等の小規模な有料道路等において導入 マのひとつとして位置付けられ、 かで、次世代道路交通システム(ARTS)のテー 我が国の実態に即したシステムの研究開発の 本州四国連絡橋公団) 我が国においても、 (首都高速道路公団 、現在、 とが共同 建設省と 平成五 のな 阪

(2) れる基本的要件 ノンストップ自動料金収受システムに求めら

のとおりである。 金収受システムに対する基本的な考え方は、 我が国の有料道路におけるノンストップ自動料 以下

- 1 継ぐ利用形態が可能となっている。 化が進展し、 利用できることが必要である。 全ての有料道路で一つの車載機器が共通して 我が国における有料道路は、 全ての有料道路で共通利用 事業者の異なる有料道路を乗り が可能なこと ネットワーク 従って、
- 2 ٤ 部分が既に大規模にオンライン・ネットワー ク化されている。 現行の料金収受システムの活用が可能なこ 我が国の有料道路の料金収受システムの大 現行の料金収受システムを最 従って、 この資産を有効に

6

適用車種は限定しないものであること

が国の有料道路におけるシステムでは特

活用するため、

対して適用できることが必要である。

定の車種に限定することなく、

全ての車両に

3 対距離料金制及び均一料金制の両方に対応

大限に活用できることが必要である。

7

高い精度を有すること

미

能なこと

化が進展し、 均一料金制を採用する道路とが直接連結され である。 つの料金制度に同時に対応できることが必要 ている形態も出現している。 我が国における有料道路ではネットワー 対距離料金制を採用する道路と 従って、 この二

4 こと 前納方式及び後納方式の両方に対応可能 な

応できることが必要である。 ے کر 慮すれば、料金前納方式による運用は勿論の 利用者の料金支払いに際しての利便性を考 料金後納方式による運用に対しても対

- (5) 5 の記憶機能を有することが必要であることか 能を有することが必要である。 前納方式の場合の残高管理機能及び利用履歴 入口情報等を登録する必要があるとともに、 リード・ライト型の機能を有すること 車載機器は、 情報の読み出し機能の他に、 対距離料金制の道路におけ 書き込み機 る
- 10 9 8 る 策としてのデータの暗号化、 器の盗難、 支払いのための一時停止を不要とすることに のプライバシーを保護できることが必要であ ム面での対応により、 面での対応、 従って、 機械を通じた情報のみで収受するものである。 通信技術、 正確に算定し収受する必要がある。 支払方式等多様な条件の下で、 通量が多く、 有することが必要である。 ることが必要である このシステムには、 安価で早期の普及が期待できること 利用者保護のために個人情報や旅行情報等 利用者のプライバシーが確保できること このシステムは、 高いセキュリティーを有すること 我が国における有料道路では、 料金に関する情報を処理する車載機 偽造、 情報処理技術とも高い精度を有す さらに不正通行対策等のシステ 有料道路の事業者、 改ざん等による不正使用対 有料道路の通行料金を、 料金所における料金の 高いセキュリティー 並びにシステム 瞬時に料金を 料金制度、 従って、 般的に交
- 利用者への普及の鍵となる車載機器は、 0) よって、特に大都市周辺における料金所渋滞 ′緩和に貢献することが期待される。 従って でき

待できるものであることが必要である。るだけ安価で操作性に優れ、早期の普及が期

11)

料金所周辺の構造に大幅な変更を生じさせ

料金所周辺の大幅な構造変更を伴わないもの低コストでこのシステムを導入するため、ないこと

(3) 期待される導入効果

であることが必要である。

収受システムの導入効果が期待される。以下の三つの点に関し、ノンストップ自動料金

が期待される。

① 料金所渋滞の緩和

有料道路の料金所における渋滞対策につい 有料道路の料金所における渋滞対策につい 前の本線への付加車線の設置等の対策がとら 前の本線への付加車線の設置等の対策がとら れてきた。このシステムの導入により車両一 台を処理するのに必要なサービスタイムを飛 躍的に短縮することが可能であることから、 料金所渋滞に関する抜本的な対策の一つとし て期待される。また、渋滞の解消により、燃 料消費の節約や、料金所周辺環境の改善など の効果も期待される。

ハイウェイカードの道路四公団での共通利用ドの導入(JHでは昭和六二年度から)及び組みについては、これまでにもハイウェイカー料金所におけるキャッシュレス化への取り② キャッシュレス化によるサービス向上

能であり、利用者への一層のサービスの向上能であり、利用者への一層のサービスの向上れているところである。ノンストップ自動料れているところである。ノンストップ自動料な前納制度、クレジットカードのような後納制度にも対応可能であるばかりでなく、現行の回数券制度等についても支術的には対応可の回数券制度等についても支術的には対応可の回数券制度等についても支術的には対応可の回数券制度等についても支術的には対応可能である。また、平化が進められてきたところである。また、平

る。 を離すことなく料金所を通過できるようになりや自動収受機あるいは通行券自動発行機へりを削している場所を通過できるようになった。 また、運転者は収受員との金銭等のやりと

③ 料金収受業務の自動化による管理コストの

節減

導入コスト、維持管理コストとの比較検討には入口における通行券自動発行機の導入(昭和六二年~)等を実施してきたところであるが、ノンストップ自動料金収受システムは、が、ノンストップ自動料金収受システムは、ずれば、通常処理においては収受員を必要とすれば、通常処理においては収受員を必要とせず、さらなる管理コストの節減が期待される。ただし、導入による効果は、システムの高。ただし、導入による効果は、システムは、昭和公司を表表していては、近年で

おいて、さらなる検討を必要としている。

(4) 研究開発の経緯と体制

てきている。 路関係公団との共同作業での調査研究も同時に行っ る調査研究を進めてきており、また建設省及び道 てきている。

このような状況のなか、平成六年七月には、

当

のような提言を得るに至った。

で、当システムの研究開発の進め方について以下り設置され、平成六年八月には、この委員会によっり設置され、平成六年八月には、この委員会によっけ関する研究開発方法検討委員会」が建設省によ

① 研究開発は「官」と「民」による共同研究

③ 公募の主体は建設省及び道路四公団とする② 共同研究は公募により実施すること

金、大がくことを目的とした学識経験者等による金、設けること。また、公募主体の外部に、公を設けること。また、公募主体の外部に、公を設けること。また、公募主体の外部に、公を設けること。また、公募主体の内部に公差がある。

この提言に基づき、JHでは、建設省及び道路

「評価委員会」を設けること。

表 5 選定された共同研究者								
No,	共同研究者名							
1	AT&T Corporation (代表企業) 日本電装(㈱ NTT データ通信(株)							
2	沖電気工業㈱ (代表企業) 日本電気㈱							
3	オムロン(株)							
4	住友電気工業(株 (代表企業) 日本電気(株) (株本田技術研究所							
5	㈱東芝							
6	トヨタ自動車㈱							
7	(株日立製作所 (代表企業) 日産自動車(株)							
8	三菱重工業㈱							
9	三菱商業㈱ (代表企業) 日本電信電話㈱ アムテック・コーポレーション 矢崎総業㈱							
10	三菱電機㈱ (代表企業) AT / Comm Incorporated 日本アイ・ビー・エム㈱							

(株)地域未来研究所

体制による研究開発の推進を図っているところで システム共同研究推進委員会」(委員長:建設省 の横断的組織として「ノンストップ自動料金収受 「ノンストップ自動料金収受システム評価委員会_ 当システムの公募及び共同研究に関する推 を設置し、 この後、 平成六年九月に公募主体内部 東京大学工学部教授) また公募主体の外部に 現在に至るまで、 この を設 間では、 実施する予定である。 1 す る車載機器と路側システムとの間の無線通 ノンストップ自動料金収受システムを構成

(5) 民間企業との共同研究の概要

ある

進体制を整えた。

(委員長:羽鳥光俊

募を実施した。公募の受付は平成七年二月末をもっ たすシステムの提案を求める形で共同研究者の公 一一月から実施し、 民間企業からの共同研究者の公募は、 (2)で記述した基本的要件を満 平成六年

> 平成八年三月までの間に以下に示す内容について の六月より共同研究に着手している。共同研究は、 研究者として選定した(表5)。これらの者との を行った結果、一〇グループ(二二企業)を共同 て締め切り、二五グループの応募者の中から選定 共同研究に関する協定類を締結の後、 ح

> > 3

関係公団とともに、

有料道路課長)

(2) ١ 技術試験及び収集したデータの評価・分析を 信の性能について、フィールド実験等による 行い、さらに改善に関する技術打合せを行う。 ップ自動料金収受システム利用車両とそれ 料金所の入口車線及び出口車線の、 ノンス

> 集したデータの評価・分析を行い、 善に関する技術的打合せを行う。 て、 フィー ルド実験等による技術試験及び収 さらに改

なお、 に行うための技術的調査を行う。 異なる公団間での料金収入精算業務を円滑 前記の内容で実施する予定である共同研

共同研究の終了後、

公表す

(6) 今後の予定 る予定としている。 究の結果については、

様を作成し、これに準拠した形で各公団個別 様を作成し、それぞれ公表する予定である。 共同研究が終了した後は、 四公団共通の共通仕 の

て試験運用を開始する予定としている。 また、 平成八年度内には、 部の有料道路に お

おわりに

五

以外の車両とが混在する車線運用方法につい

おり、 七三%の渋滞が緩和・解消されることを見込んで t - 度までの五年間で推進する渋滞対策プログラム JH日本道路公団では、 強力に推し進めていく予定である 今後とも各種渋滞対策や渋滞予測広報に 高速道路における主要渋滞ポイントの約 平成五年度から平成九

首都高 速道路公団 計 画

はじめに

首都圏 民生活が営まれている。 ずか五〇㎡で、 は激しく六○○帰の地域に、 りわけ首都圏の中枢をなす東京二三区の過密ぶり ど世界最大、 国の二六%、三、二〇〇万人の人口が集中するな 国土のわずか三・六%、 人が働き住んでおり、 (東京都、 首都高速道路のネットワークの展開する 最過密の大都市圏となっている。 このスペースの中で都市活動 神奈川県、 人口当たりの土地面積はわ 一・四万㎞の地域に、全 埼玉県、 昼間は一、二〇〇万 千葉県) は 市 ٤

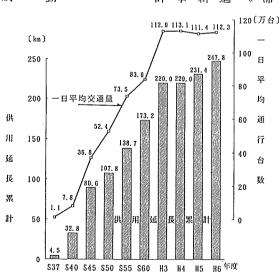
められ、 を効率良く処理するべく首都高速道路の整備 この様な限られた空間の中で大量の自動車交通 首都機能の維持・増進に大きな役割を果 が進

> 画の内容を中心に紹介する。 業を推進しているところである。 渋滞対策プログラム」を策定し、 するため、 が発生しており、この改善が強く求められている。 が たしてきた。 首都高速道路公団では、渋滞対策を強力に推進 追い付けず、 平成五年八月に「首都高速道路公団新 しかし増大する交通需要に道路整備 特定の地点、 区間で恒常的な渋滞 これに基づき事 以下ではこの計

首都高速道路の渋滞の現状

車交通の大動脈である 日約 首都高速道路は現在、 一二万台が利用する首都圏における自 図1) 営業延長二四七・ 八 km

なため しか 都心環状線とそれに接続する各放射線の 首都高速道路のネットワークが未完成

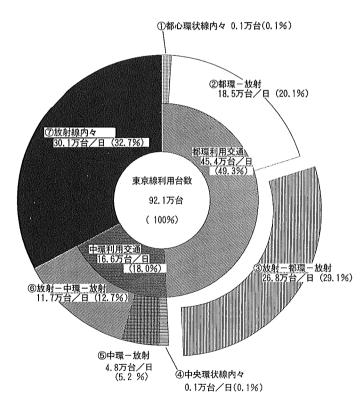


\$37 \$40 \$45 \$50 \$55 \$60 НЗ 図 1 供用延長と交通量の推移

主要渋滞ポイント 表 1

主要渋滞ポイント	道 路 名	所 在 地
江戸橋 JCT	都心環状線外回り	中央区日本橋、日本橋小網町
江戸橋 JCT	都心環状線内回り	中央区日本橋、日本橋小網町
浜崎橋 JCT	1号羽田線上り	港区海岸
高樹町合流部	3号渋谷線上り	港区西麻布
三宅坂 JCT	4号新宿線上り	千代田区隼町
竹橋 JCT	5号池袋線上り	千代田区一ツ橋
江戸橋 JCT	6号向島線上り	中央区日本橋、日本橋小網町
小菅 JCT	6号三郷線上り	葛飾区小菅
両国 JCT	7号小松川線上り	墨田区両国、千歳、中央区日本橋浜町
葛西 JCT	湾岸線西行き	江戸川区臨海町

組首都高速道路全線における渋滞量(渋滞長×渋滞継続時間)を指標として、渋 滞の激しいポイントを抽出したもの



利用交通形態〔第21回OD調查(平成5年度)〕 図 2

ても約八○○回の渋滞が発生して (交通集中渋滞) ても約 首都 や六、 ||付近などを中心に交通 が発生 高速全体で、 Łį して 000 九号線 ķ が 3. · 発生 回 が 延 補 ŧ 約 ī 合 によっ ポ あ 渋 (1)イン る。 :滞発生回数 交通集中渋 て発生する ١ 交通集中渋滞 渋滞の原因 (ボ ŀ 気の約 ルネック) 渋滞、 は 七 Ļ٦ は

が

集中

Ĺ

激

L

L٦ · 渋滞 崎 シ

T

b 30

平

-成六年度には、

3 首都高

速

道

路

の交通集中

- 渋滞

0

原因

[となる主

な

ていないこと。

3

Т.

事等によっ

事

故 段障車に

よっ

0 故

〇回の

交通集中

- 渋滞

流する江戸

た橋、

箱 カ

国

合流

部

ャ

∃ 両

して次々に車 量 交 通 (容量) ・が滞留して生じる現象であ を 超 えた場合に、 七%は、 交通 b 量 W 交通 が Š ,道路 |交通 そこを 0) を通 集中 過 30 度 -渋滞、 兂 行 0 こてき 集中 首 頭 都 て

> 高 13 h 速 であ 1= お H る交通 集中渋滞 0 主な原因は以 下

の

٤

表

1

のとおりであ

څ

2 1 を通 12 ネ 心 交通 環状線を利用 増 首都高速道 ッ ١ 加 過するだけ が集中 ウー する交通 クの 路 整備 量 0 する二台に 0 一に対 車両 適 利 か 甪 正な分散効果が発揮でき 削 Ļ であること 形 態を見てみ 12 合わず、 適 台 正な利用を が 都 図 2 特定箇 Ś 心 Ē 環 図 状 都 所 る 線

消行や Q5.8 21

その他 784件 横転 120件 こした 故 備 うことによ 事 (2.2%)車両接触 (0.3%)1= 事 2,854件 故三六件 エンジン故障 故 45 七%を占 故 (8.0%) 6.907件 障 が 車 (19.5%) 施設接触 ゕ゙゚ lt 声 故 3,187件 年 って生ず が 障渋滞は T (9.0%)・本線の 間 b め 故 T 総事故件数 n 障六 3,067件 五 ば 60 36,8%) 総数 総故障件数 パンク Ź 車 3. 追突 35. 469件 22. 402件 4. 233件 四六九 沙渋滞 未然 線 文字ど 6,122件 (100%) (63, 2%) (11.9%)件 安全運 (17.3%)(平成6年度) を て b 件 防 時 お ガス欠 あ 転 全渋滞 的 ぐこと b 2,475件 (7.0%) b. Þ 事 1 ふ Н 車 故 冷却系統 中 平 が 0 発 z B その他 2,238件 で 均 でき 生 故 4,387件 電気系統 (6.3%)į, 検 (12.4%)2,162件 b 九 で 障 (6.1%)3 数 を 図 3 全 件 事 整 ŧ 事故・故障件数 O起

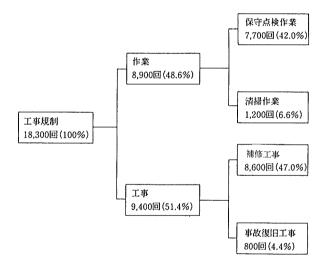


図4 補修工事の分類と工事規制回数(平成6年度)

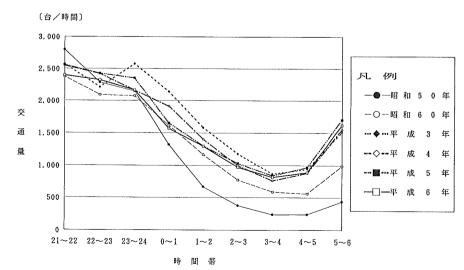


図5 夜間交通量の推移

事 測 を 体 を 移 Ö 故 7 勭 ž 七 層激 す 故 3 $\bar{\%}$ る 障 \subseteq だ カ め ょ ス す 0 欠」とな 几 7 る レ Ł 現 ッ 生 Ŧi. 象 す 力 件 つ 3 T 目 車 渋 かゞ ţ 滞 立 0 る 到 が 眀 つ 着を T Ġ 図 6. 事 か 3 故 遅 1: 6 事 また、 せ 故 前 障 に 渋 車

工事渋滞

(3)

(2)

故

故障渋滞

T

しまうこと。

の合流部に

交通

が

*集中

容量

をや

超

ż

3

さらに

通

0)

Ŀ

1

カ

ャ時

線

放

射

線

入口が上り

غ

の交

合流

部

3

ク都

シー心

ョ環

ン状態

本

線

П П 図 数 作 行 4 業 事 の約六%にな ゎ 等 n さら 清 伴う 掃 É Ō 作 内 規 業 つ 訳 制 T n П 事 らに ķ 数 故 7 は 復 起 は 旧 天 年. T. す 補 間 事 Ź 修 約 Ł 渋 な 滞 事 は全渋 T 保守 $\overline{\circ}$ Ļ١ 3 点 0

> だけ が 道 用 持 必 路 一要であ 補修 お客様 T 施 設を 頂 江事 良 る。 た 公好な状 迷 め が 惑 12 0) n は ŧ 態で長 だ h か 照 崩 か 0 5 補 など電気設備 お (持ちさせるために Ź 修 客様に安全、 工事 b よう交 など の保 通 は 快 量 で の 守 適 は 比

検

維

渋滞を発生させ、結果としてお客様にご迷惑をお傾向にあり(図5)、工事などに伴う交通規制が動の二四時間化に伴い、夜間交通量は年々増える較的少ない夜間に実施してきた。しかし、都市活

三 渋滞対策への取り組み

かけすることとなっている。

の拡幅、出口新設など緊急的な対策を実施していの実施を積極的に推進している。の未ットワークを完成させることが重要である。とかし、ネットワーク完成させることが重要である。とかし、ネットワーク院成させることが重要である。とかし、決滞発生の著しい区間(ボトルネック)るため、渋滞発生の著しい区間(ボトルネック)るため、渋滞発生の著しい区間(ボトルネック)

面の総合的な対策を実施している。道路情報の提供などを合わせたハード面、ソフトだくために、道路利用の工夫や適切な誘導を図るさらに、お客様に道路を効率的に利用していた

る。

滞の緩和を図る。

とにより箱崎に流入する交通量を減らし、

渋

出口新設を行い、

渋滞緩和を図る。

線

一への流入交通が減少するよう合流部手前の

(1) 交通集中渋滞対策

- ① ネットワークの整備
- ネットワーク整備と他の総合的な対策とを及び、多様なルート選択を可能とする整備。線、湾岸線などのネットワークの建設促進、渋滞解消の抜本的対策としての、中央環状

況の達成。 併せた概ね円滑な走行を可能とする交通状

- ② ボトルネックの改善
- i 箱崎付近の対策

施あるいは計画している。 箱崎付近の対策としては、以下のものを実

を行い、上りは箱崎手前に出口を新設するこ・箱崎JCT改良……平成九年度完成予定・箱崎両国JCT間改良………計画中・岩本町出入口新設…………計画間の下りはこの中で、江戸橋~箱崎~両国間の下りは合流部の交通容量の増加と渡り線の新設などの中で、江戸橋~箱崎~ので、江戸橋

で経由した場合でも、現在の約三○分が二○ に工を先頭とする都心環状線内回り及び外回 りの最大渋滞長は四○~五○%程度、七号線 りの最大渋滞長は四○~五○%程度、七号線 上り両国JCTを先頭とする最大渋滞長は一 一○~二○%程度緩和するものと予測している。 原を実施することにより、都心環状線に四号 様が合流する三宅坂JCTから六、七号線が 分岐する両国JCTまで、同じルートで箱崎 分岐する両国JCTまで、同じルートで箱崎

> 分程度に短縮されると予測している。 都心に用事のある車が都心環状線の渋滞を避 間の車線拡幅による交通容量の増加を図り、 ものを実施あるいは計画している。 ii けて早く目的地に行けるとともに、 る放射線上り方向の恒常的な渋滞に対しては、 渋滞を緩和する。また、都心環状線に合流す 宝町付近改良……平成七年二月一三日完成 銀座付近改良 新宿出口新設……平成六年一一月1 この中で、特に交通量の多い北側、 神田橋付近改良………………… 一ツ橋出口新設…………… 都心環状線に関する対策としては、 都心環状線に関する対策 (万年橋) ……工事中 -----工事中 都心環状 二日完成 以下の 東側区 ·計画中

これらの対策により、都心環状線との合流部を先頭とする放射線上り方向の最大渋滞長は一〇~三〇%程度緩和するものと予測している。

「清岸線については、以下のものを計画している。
・新木場葛西JCT改良…………工事中・新木場葛西JCT改良……………

るものと考えている。 ワーク整備の波及効果によって渋滞が緩和す 入口合流部などのボトルネック箇所もネット これら以外にも小菅JCT、大師、 高樹町

区画線、 標識類等の工夫と改善

線や標識類をうまく工夫して右側分流箇所に る。このタイプの分流部では行き先を確認す 都高速道路では右側に設けられた分流部があ 出口の分流は道路の左側についているが、首 わかりやすい案内を実施する。 る際に迷いが生じやすいとの指摘から、 大部分の高速道路では、ジャンクションや 区画

(2) 事故、 故障渋滞対策

- (1) 事故、 故障の未然防止対策
- ジオなどによる注意喚起のPRの充実。 未然防止のための可変情報板、 首都高速ラ
- 渋滞時のカーブ区間での追突事故防止のた めの渋滞末尾並びに速度注意表示板の導入。
- 2 障害の早期発見に資する対策
- 公団パトロールカーによる定期巡回頻度の 増強による早期発見。
- 全線の監視体制強化のためのテレビカメラ の増設。
- 3 事故処理時間の短縮
- 現場への到着時間を短縮し、 動を迅速にするための巡回基地の箇所拡充。 故障車等の移

狭い場所でも事故や故障車の移動を迅速に 実施できる小型高性能レッカー車の導入。

これらの対策により、 一〇~二〇%の処理時間

短縮を目指しているところである。

(3) 工事渋滞対策

- 1 規制回数の削減
- 規制回数を削減するための各種工事の集約 化
- 同一工事規制帯内での作業の効率的施工方 法の検討、 実施
- 毎週金曜日の「全線ノー工事デー」の実施
- 「路線別、 方向別曜日指定工事」の実施。

全面通行止め方式による補修工事の実施

2 技術開発

- 維持補修作業による工事規制回数削減のた めの耐久性に優れた材料の技術開発
- 構造上の弱点となるジョイント部における ノージョイント化工法の技術開発
- 3 工事PRの強化
- 道路の損傷を防ぐための過積載防止のPR の強化。
- 工事の事前PRの強化。

回数の二〇~三〇%削減を目指している。 これらの対策により、 工事に起因する渋滞発生

(4) 道路交通情報提供とサービス向上

1 出発前及び高速道路に入る前の状況判断の

ために

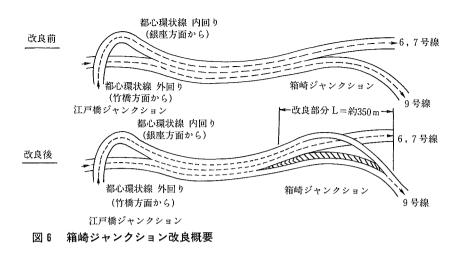
平成五年七月から二四時間の首都高速テレ フォンサービスを開始。

(TEL: 03-5632-2222, 2233)

- 文字図形併用型の街路情報板の拡充 九年度までに一一五箇所を予定)。 (平成
- 2 高速道路上での経路選択判断のために
- 文字情報板、 合わせて設置 図形情報板等を道路の延伸に
- 三号線で試験運用してきた所要時間表示板 定)。 の拡充(平成一一年度までに七九箇所を予
- 道路交通情報を二四時間提供する首都高速 を予定)。 ラジオの拡充 (平成九年度までに三○箇所
- インフォメーションコーナーの拡充 八年度までに一八箇所を予定)。 (平成
- 道路交通情報通信システム(VICS)を 平成七年度までに一四七箇所を完成し、 らに六五箇所について平成九年度までに完 z
- 3 料金所渋滞軽減のために

成予定

- 大井、狩場集約料金所のブース増設 六年度完成)。 (平成
- 究の実施。 料金所ブースの処理能力アップのための研



た。

4 料金所での の研究開 .発を関係機関と協力し実施 ノンストップ型料金収受システ

プリペ

・カード処理機を全料金所に導入

進

回数券販売網の拡充に -成六年度完成 イド

よる

П

|数券利

用 0 伌

四 渋滞対策とその効果

渋滞対策について示す。 ここでは、 ボトル ネック対策のうち箱崎 付近の

(1)箱崎付近改良

線が 崎JCT間 心環狀線内回 一成五年 箱崎 合流する箱崎付近がより 付近のボトルネック対策の第 一二月七日 が h |車線から四車線に拡 からの二車線と外回り 六号下り江戸 層走りやすくな 幅され ,橋JCT~ から 弾とし Ó た。 Z 車 都 箱

邚

滞量 四% 号下り 後は八三、 竹橋JCT付近を先頭とする五号池袋線上りの渋 先頭とする四号新宿線上りの 口 両 田 交通 h h 国 は四 0) 0 Ú 量では、 渋滞量は一 渋滞量は二三%減少、 箱崎JCT付近を先頭とする都 0 |四%減少した。 増 000台/日と三、 改良前は八〇、 加が見られたが、 江戸橋JCT 八%減少、 000台 、渋滞量は六○%減 三宅坂JCT付近を 渋滞についてみると 同じく都心環状線内 ~箱崎JCT間 000台 /日が、 心環状線外 1 改良 一の六 少

(2) 箱崎 ジャンクション改良

クシ 彐 ンの改良が計画されている 箱崎対策の第三 二弾とし ζ (図 6)° 箱崎ジ これ ヤ \mathcal{L}

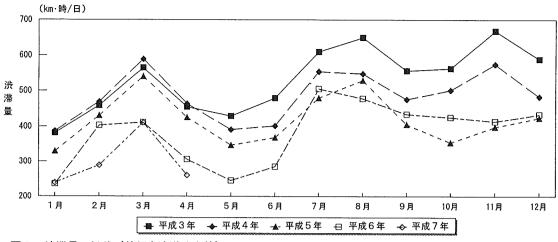
> 合流部 低下することを解消するために、 が 改 か σ 約 は 食によ 3 回 らの流入交通量の増加とともに箱崎 Ó 中 交差する「織り込み交通」 þ 七号線へ向かう交通 りに であ にバ į 都 ţ 心環状線内 000台 約七 ž. b 両国JCT間を先頭として都心環状線内 イ 約 ۱۶ 了 三 km 渋滞長として都心環状線内回 渋滞状況とし スとなる 八 km回 。 田 程度減少するものと予測 0) ŋ 渋滞が発生して jν か 1 (約三二、 5 都 ては、 トの 九号線 により、 心環状線 橋 箱崎 ジ を架けると 000台 ・ヤンク 向 交通 外 いる 口 口 回 かう交通 1 が、 ・タリ 容量 h タリ シ ŋ / 日 3 か ţ Ź 外

最近の交通状況

五

4>

効果、 今後とも中央環状線の整備やボトルネック対策等 成六年 ば 着実に実施され 八月の 0 紹 Ü 推 介する。 和となって現われてきたものと考えてい 最 たが 移を表して 後に最近の首都高速道路の 図 1) 及び先に紹介したボト 一二月の湾岸線の開 ってより 号台場線 図りは平成三年 であることを考慮すると、 てきた結果が、 Ļ٦ 3 層の渋滞解消を図るために $\widehat{\nu}$ インボ の期間の交通量が 通 から現在までの渋滞 Įν によるネッ ネック対策など 1 |交通状況を簡 近年の渋滞状況 ブリッジ) 平成五 1 なぼ横 ワ Þ 単 量



期にきていると思う。

図 7 渋滞量の推移(首都高速道路全線)

おわりに

速道路でも導入することを真剣に検討するべき時 「大で、レインボーブリッジの完成や各箇所の拡 「大で、レインボーブリッジの完成や各箇所の拡 「大で、レインボーブリッジの完成や各箇所の拡 にたがって、今後はより少ない建設費でより大 とたがって、今後はより少ない建設費でより大 とたがって、今後はより少ない建設費でより大 とたがって、今後はより少ない建設費でより大 をな効果のある渋滞対策の推進に一層努めていく が要がある。さらに第11次道路整備五箇年計画で 必要がある。さらに第11次道路整備五箇年計画で 必要がある。さらに第11次道路をが では進まないことが予想される。



道行セ 95.8 29

道路交通情報通信システム V-CS)の実用化に向けて

建設省道路局道路交通管理課

はじめに

予想されている。 車交通は、その特性からますます進展することが なくてはならないものとなっており、今後も自動 社会に浸透し、社会経済活動や日常生活において、 今日、 自動車はその利便性ゆえに急速かつ広く

早急な対応が必要となっている。 しかし同時に、交通事故の増大、交通渋滞の拡 沿道環境の悪化等の問題が顕著化しており、

傾向にあるなど、 その結果特にピーク時の交通事故死者数が半減す るなど著しい効果がみられたが、最近は再び増加 イパスの整備、交通安全施設の充実等が展開され、 これらへの対応として、道路の新設・拡幅、 道路交通環境は依然として厳し バ

> ている い状況となっており、さらなる対応が必要となっ

おり、 情報システムの高度化が進められており、今後も る道路利用者のニーズは高度化・多様化してきて 層高度な情報提供が求められている。 また、社会の発展に伴い、道路交通情報に対す 情報板や道路情報ターミナルなど道路交通

ズに対応するためには、量的な道路及び道路関連 高めるなどソフトな対応が必要である。 施設の整備を進めるとともに、道路の利用効率を このような道路交通を巡る諸問題や利用者ニー

V-CSの概要

VICSとは

1

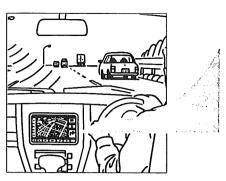
このような中、建設省、警察庁、郵政省はそれ

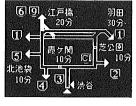
Communication System) の早期実用化、 間企業等とも連携しつつ、道路交通情報通信シ 路交通情報システムの構築を図ることとし、 ぞれ協力して、電気通信技術を用いた新しい道 化を図る活動を行ってきた。 ステム (VICS: Vehicle Information and 事業 民

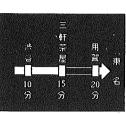
通信等で情報を得ているが、提供できる情報 量には限界がある。 テムである。現在、ドライバーは情報板、 い情報をリアルタイムに知ることのできるシス VICSとは、ドライバーが車で走行中欲し 路側

地までの所要時間情報、 機器に情報を提供することで、渋滞情報、 のデジタルデータ通信を行うことにより、 ところが、VICSでは、 交通規制情報等の道路 電波を用いて大量 目的 車載

ムに得ることのできるシステムである。 交通情報を車載ディ スプ ν イを 通じてリア さらに、 'n /タイ

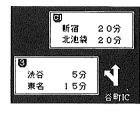






クによっ

て構成されている



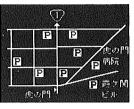


図 1 車載ディスプレイによる提供情報例

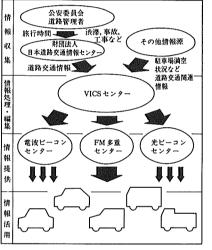


図 2 VICS の情報の流れとシステ ム構成イメージ

、システムの構築が可能となるのである。

シ

Ξ 到

着

できる

経路

の案内など精度の高

É٣

ゲ

1

処

セ

ン

ついては、

組み合わせることによって、

最短時間

で目的 ナ

地 É۴

の

システムを現在急激に普及しているカー

ナ

路

交通情報

2 システ Ĺ の 概

置す

また、

に沿 する③ 送 1. 一情 |効率 収集する① 報 ICSのシステム て利用する④ 処理 が 「情報提供」、 よく 編集」、 使いやす 「情報収集」、 その情報をユ 及び提供され 情報活用_ は、 Ó 形 道路交通情報を体系的 12 収集された情報を伝 処 理 0 Ì 应 た情報を目 ザ 編 ラ Ō ĺ 集する② ゔ 12 伝送 П 的

ゕ゙゙

あ

各メデ

ィアの利点を取り入れ総合的に

式

か

,ある。 Ď,

各メデ

イアには、

それぞれ特性に違

4,

供

を行う。

ステムを構築することによって、

最適な情報の

道路 各 具 公団等の道路管理者及び都道府県公安委員会 体的には、 機関が収集したそれぞれの情報を 建設省、 日本道路 公団 首都 (財) H 高速 本道

> 3 ٧ CS事業の運営体

す 記 る必要があるため、 ものとした。 述した四つのブロ V CS事業の目的の達成 ックを有機的 最 も効率的 のために な運営体系を 体系的に連携 は 上記で

及び公安委員会により行われ はこれらを情報源として活用 ブロックとして位置付けることとした。 現在の道路交通情報の収集業務は てお Ĺ 1 ŋ 情報収集 道路管理 VICSで 者

な労力と財政的負担が必要となる。 構 1 理 成されていることから 情 報収 集 1 のブロックを連動させる必要があるが 集 「情報収集」 0) 運営主体が のブ この 非常に多くの機関で 口 蕳 ッ クと② の 接続には大変 L か 情報 道路 処

報センターが情報源を一元化し一般ユーザーや第 をとるものとした。 たことから、 三者機関に情報提供するという業務を実施してき 織を考える必要があった。この新組織については、 するという過去にない全く新しい業務を行うブロッ 価に②「情報処理・編集」への連携が可能な形態 通情報センターを活用することで、 交通情報に関しては従来より、 クであることから、 に車載機器へ提供可能なように情報を処理・編集 「情報処理・編集」については、 VICSにおいても、 この部分を運営する新たな組 **財日本道路交通情 側日本道路交** 効率的かつ安 前述のよう

表 1 VICS	のシステム構成と遺	重用体
システム領域	ポイント	運 用 体
情報収集	行政の収集した情報 の活用主体	公安委員会、 道路管理者
情報処理・編集	(現在該当するもの なし)	新組織
情 報 提 供	車載機への情報発信	新組織と情報提供設 備所有者との連携
情報活用	購入した車載機をド ライバーが操作	ドライバー

集 省 た。 報通信システムセンター 等を鑑み、 **積があること、VICSが車載機の普及を前提と** ター)として設立されたところである。 を受けて運営する財団法人の形態をとるものとし が適当であると判断し、車載機メーカー等の出資 したシステムであり関連企業にも受益があること を基本的には公共の責務とし、②「情報処理・編 のブロックについては、 この新組織については、本年七月一日に建設 警察庁、 民間の技術力及び資金を活用すること 郵政省の許可を受け、財道路交通情 (略称:VICSセン 民間のノウハウの蓄

ICSによる道路交通情報の提供が公共的性格に 放送局の設備を活用して行うこととした。 公的機関が責任を持ちつつ、 あるということから、 3 公的機関が自ら、また、 「情報提供」については、前述のように、 道路交通情報については FM多重については、 両ビーコンについて V

3.

しやすい形態で活用してもらうことが重要となる。 これらの情報をドライバーに使いやすい、

判断

この情報活用の面では、どのような機能の車載

道路交通情報の公共的性格に鑑み、

VICS全体

するため、 る多種多様かつ低価格・高度な車載機開発を期待 を意味するが、これは民間の技術力、 「情報活用」については、具体的には車載機 一般企業に委ねることとした。 競争力によ

サービス内容

や公安委員会により収集されている渋滞情報、 ICSにより提供される情報は、 道路管理者 所

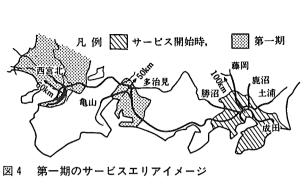
車載機の情報活用タイプ 表 2 1 プ 内 容 価格 地図表示型 車載デジタル道路地図上 ∤↑高 に情報を重畳表示 簡易図形表示型 易図形による情報表示 (レベル2) 文字表示型 文字による情報表示 (レベル1) ₩低

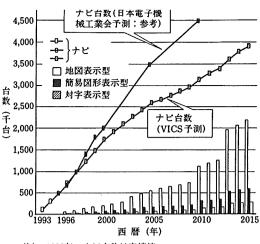
満空情報等の道路交通関連情報が主たるものとな 要時間情報、 規制情報等の道路交通情報と駐車場

表示型、 機となるかは基本的には、 要であるという認識から、 のとした。 によるところではあるが、 文字表示型の三つに大別して提供するも 情報提供側の工夫も必 車載機メーカーの開発 地図表示型、

簡易図形

組 織の収入が車載機の普及によるところが大きい VICS 事業は、 全国展開を基本とするが、 新





注) 1993年のナビ台数は実績値 1994年のナビ台数は実績推定値

図3 VICS 対応車載機市場予測

けれいに

実運用型VICSの初のお披露目は、今年一一に建設省が民間企業二五社と共同研究を始めて以来一○年ごしの研究開発がいよいよ来年の春に実を結ぶ運びとなった。

てきったという実感を抱く今日この頃である。との有効性について理解していただきたい。の有効性について理解していただきたい。乗ってVICSを実際に体験してもらい、VIC乗ってVICSを実際に体験してもらい、VIC

環として行われるVICSデモンストレーショ月に横浜で開催されるITS World Congressの

である。

このデモでは、

一人でも多くの人に車に



心とした地域からサービスを開始し、その後、順ことから、普及の見込みの大きい三大都市圏を中

次全国へ展開していくこととしている。

12箇所の「歴史国道」の紹介

建設省道路局国道課



明治13年県令により造られためがね橋 (市指定文化財)

陣滝沢屋、 区からなり、 金塊を献上したと伝えられている金鉱山跡があり また金山地区には、 また、楢下宿保存会により、 駅伝大会」、「街道まつり」等のイベントを開催 地元上山市では、 今回指定の地区は、 めがね橋、楢下城跡などの史跡が多く 楢下地区には、 伊達藩が東照宮建設に際して 地域の歴史を活かし、 楢下、 民芸芸能「とっくり 金山及びその周辺地 市指定文化財の脇木

江戸時代の茶屋が当時の原型をとどめている「枡形の茶屋」

羽州街道楢下宿

秋田県) 期より整備されて以来、 折宿で奥州道中と別れ青森に至る街道で、 三藩の参勤交代や、 してきました。 楢下宿は、羽州街道筋で、 最初の宿場町です。 出羽三山詣での道として発達 秋田・庄内・新庄など 出羽国 羽州街道は、 (現在の山形 江戸初 福島桑

の旅人が往来しました。 る足止めがないことから、 多い険しい道でしたが、大きな川がなく大雨によ てきました。 中山道は、江戸と京都を結ぶ街道として発達し 東海道に比べ距離が長く、

参勤交代をはじめ多く

岐点にあり、 追分宿は、 中山道と北国街道 浅間三宿 (軽井沢・沓掛 (北陸道) との分 ・追分)

坂や峠の

中山道追分宿

館」として総合的環境整備を実施する予定です。 今後は、 往時の宿場町を体感できる「野外博物

中で最も繁栄した宿場町でした。

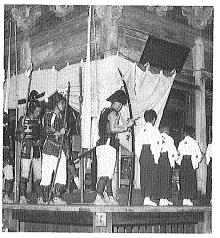
多くの観光客が訪れます。 本陣などの主要な建物は改築されているものの、本陣などの主要な建物は改築されているものの、本陣などの主要な建物は改築されているものの、本陣などの主要な建物は改築されているものの、

報を発信します。 資料館、堀辰雄文学記念館などと連携した地域情うとともに、案内施設の整備によって、追分郷土うとともに、案内施設の整備によって、追分郷土

北陸道倶利伽羅峠

3

時代には、参勤交代を全国で初めて行った加賀藩う道として重要な役割を担ってきた北陸道。江戸古代より五畿七道の官道のひとつで、都へ向か



(具利伽羅合戦で木曽義仲が戦勝祈 大勝したお礼参り「宮めぐり神事」

の作戦の舞台となりました。

「はられた峠で、有名な木曽義仲の「火牛の計」と平家の興亡の明暗を分けた倶利伽羅合戦が繰りと平家の興亡の明暗を分けた倶利伽羅合戦が繰りの参勤交代の道として整備が図られました。

で賑わいます。○○本の八重桜、秋には紅葉の名所として観光客利伽羅県定公園に指定されており、春には七、○利伽羅県定公園に指定されており、春には七、○

ます。 重桜まつり」などのイベントを企画・開催してい 結ぶ歴史的な道の調査や、「街道俳キング」、「八 活の表示し、両市を

「あの道 この道」でも紹介されています。なお、北陸道倶利伽羅峠については、本号のス道路、駐車場などの整備を実施します。

4 東海道関宿

です。関のひとつ伊勢「鈴鹿関」が置かれた交通の要衝関のひとつ伊勢「鈴鹿関」が置かれた交通の要衝越前「愛発関」、美濃「不破関」とともに日本三関宿は東海道四七番目の宿場町で、古代には、

で最大の旅籠村山家(玉屋)等の史跡が多数現存が国最古の地蔵菩薩がある「関の地蔵院」、宿場天平一三年(七四一年)、行基の開創による我



7月下旬の土日に開かれ、関宿がもっとも賑わう 「夏まつり」

しています。

施する予定です。 上旬)などの地元イベントを通じた情報発信を実曳夏祭り(七月下旬)、関宿街道まつり(一一月曳夏祭り(七月下旬)、関宿街道まつり(一一月の民家修景等の事業と併せ、電柱の撤去によ

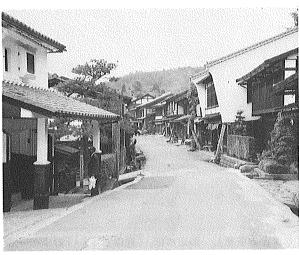
っ 中山道落合宿・馬籠宿・妻籠宿

合宿は、険しい山越え後の旅人の心をなごませたと平坦な美濃路のちょうど境目にあたります。落妻籠宿から落合宿の間の区間は、険しい木曽路

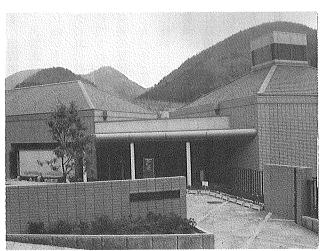




馬籠宿の現況



妻籠宿中町の町並み



太子町の歴史を紹介する「竹内街道歴史 竹内街道と大阪府 資料館」

源の保存・活用が進められてきました。 宿場町です。 をよく残しており、 -山道の面影が失われるなか、 交通手段が、 地元住民などにより歴史的資 鉄道・自動車へ移るに 往時の名残

残っています。 九号中津川付近に新たに「道の駅」を設け、 無電線化、 石畳の整備と併せて、 周辺の国道一 J R

本陣など、歴史的な建築物や沿道の史跡が数多く

藤村の初恋の人おふゆの嫁ぎ先である妻籠脇

落合本陣井口家、

馬籠本陣跡の藤村記念

館

竹内街道竹内峠

6

-曲峠を通行しやすく石を敷き詰めた「落合の

を起点とするシルクロードの最終地点にあたる る大道を置く」と記されている我が国最古の国道 本書記」に「難波(なにわ)より京 です。遣隋使、 竹内街道は、推古天皇二一年(六一三年)の 遣唐使の利用をはじめヨー (飛鳥) ・ロッ に至 日 ノペ

「外交の道」として大いに賑わいました。

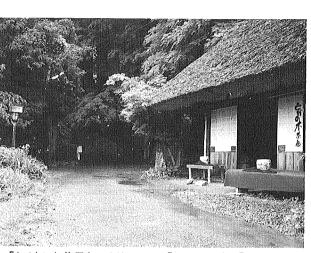
発信するとともに、 南木曾駅、 中央道神坂PAと連携して地域情報を 周遊ルートについても検討し

歴史的な名所・旧跡が数多く残っています。 内峠をはさんで東側山麓に広がる當麻町は、 群があり、 へ向かう交通の要衝であり、 太子町には、 の「宗教の道」として重要な役割を担ってきました。 して、また、江戸時代には、 奈良時代以降には、 「聖徳太子ゆかり」という意味で名付けられた 白鳳文化の代表定寺院である當麻寺町など 自治都市堺と大和を結ぶ「経済の道」と 「王陵の谷」とも呼ばれています。 大和飛鳥と並ぶ代表的な磯長谷古墳 聖徳太子信仰の「信仰の道 大津皇子が眠る二上 西国巡礼 伊勢詣で 飛鳥

地域情報の発信を計画しています。 街道歴史資料館」(平成五年度開館) |道の駅||の整備を進めており、太子町の「竹内 た。在、 国道一六六号沿いで大阪府と太子町が と連携した

灬野古道 (なかへちみち)

神社を中心とする宿) 説のある約日 迎え、 たる熊野古道約三八㎞の間には、 また民衆による熊野詣でも盛んに行われました。 行われ、 た熊野古道。 滝尻王子から熊野本宮大社・熊野本宮旧社にい 古来より熊野詣での参詣の道として発達してき 時には一行数千名にも及ぶ大規模な御幸が 「蟻の熊野詣で」と称されるほどでした。 一〇の王子 熊野詣では、 等があります。特に、滝尻 (参詣の街道に設けられて 一一世紀末に最盛期を 歴史的由来や伝



「とがのき茶屋」。 周辺には、「継桜王子」・「野中の ・「野中の清水」がある

くあります。 選ばれた野中の清水など歴史的・文化的史跡が多 花山法皇の姿だと伝えられている牛馬童子像、 歌会を開いたことで知られています。このほ 王子、 ○年を超える野中の一方杉、 原秀衡伝説ゆかりの乳岩・秀衡桜や樹齢一、 今後、 近露王子は熊野御幸のおり、 古道資料館や美術館などの拠点や休憩所 日本百名水の一つに 後鳥羽上 00 皇 藤

によるまちづくり〟を進めていきます。 熊野の素晴らしさを積極的に情報発信し、)整備によって沿道全体のイメージアップを図り、

8

交通の要衝であったことがうかがえます。 に流された史実からも、 久の乱の後、 に向かうために使われた街道でした。古くは、 出雲街道は、 後島羽上皇が出雲街道を通り、 山陰地方出雲の人々が大阪・江 この街道が山陽と山 隠岐 陰 承 0 戸 12 お行り UE 0

憩所)、 のほ たといわれています。 にも用水を通し、 には用水を貫流させ かつてこの新庄の町には、 かに三つの脇本陣、 伝馬立場などがありました。 人馬の便と火災の防止に役立て 道の両側に並んだ家屋の裏 平旅籠、 宿場町として本陣 立場茶屋 往来の中央



がいせん桜通りの夏の風景 (本陣跡前)

影をしのばせ、 =「がいせん桜」が、地域の名所となっています。 として植えられた一三七本の桜(ソメイヨシノ) 道の両側には、 風致木として植えられた杉並木が当時の面 散策コースとしても人気を集めて 日露戦勝 (明治三八年) の記念

めていきます。 の歴史・文化や優れた景観を活かした空間を創出 今後は、 電柱の移転又は地中化、 自然・歴史的環境の保全に加え、 駐車場等の整備を進 地域

います。

います。

石見銀山街道天領石見銀山

運ぶルートが整備されました。 り輸送されていましたが、 銀の搬出は、 といわれます。 ○○貫(約一・三トン)の運上銀を搬出していた 御用輸送路として開かれ、最盛期には年間三、五 要な銀山でした。 ため江戸時代には陸路を通じ、 し、文化交流の道としても繁栄しました。当初 には徳川幕府直轄の地としてその財源を支える重 石見銀山は鎌倉時代末期に発見され、 日本海側の温泉津港を使い海路によ 銀の他にも多くの人や物資が往来 石見銀山街道は、 海上輸送は危険を伴う 今の広島県尾道 銀を搬出する 一七世紀

本有数の都市として栄えていたことが記されてい 〇万人、 「銀山旧記」(一七世紀初め)によれば、 家屋数二万六千軒を数え、 石見銀山が日 人口二

ます。

b 銀山地区には、 であった「大森地区」に大きく区分され、 武家屋敷と民家が混在した独特の町並みなどが残 統的建造物群保存地区として選定されています。 しています。 (間歩)などがあり、その佇まいを今も色濃く残 町は銀を採掘していた「銀山地区」と生活の場 人々で賑わっていた当時の隆盛を今に伝えて 大森地区には、 銀の製錬を行った吹屋跡や坑道 代官所跡や社寺群、 重要伝



羅漢座像群を安置している石窟と川にかかる反り橋

街道の途中にある美馬郡脇町は、

影響を受けることなく、 により、 吉野川北岸は、 に阿波藍や繭の県内屈指の集散地として栄えた町 船着き場跡の石垣・石段などの歴史的風致を 吉野川南岸の鉄道開設や車両運送への移行 商業の中心が新しい道路沿いへと移り、 戦後の高度成長にともなう開発の 歴史的町並みや道路・ 江戸・明治期 敷



・修復が進む「うだつの町並み」の現況

撫養街道

10

た撫養(現在の徳島県鳴門市) ぶ四国東部の重要な街道です。海運の玄関口であっ 撫養街道は、 阿波池田に至る街道です。 伊予街道と吉野川流域を東西に結 から吉野川北岸を

通り、

残すことができました。

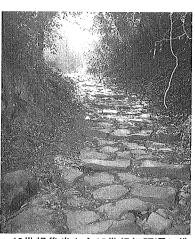
ます。 東町地区の四三○mには、豪勢なうだつをあげた町屋が立ち並んでいます。家屋のなかでも古いた町屋が立ち並んでいます。家屋のなかでも古いた町屋が立ち並んでいます。家屋のなかでも古いた町屋が立ち並んでいます。家屋のなかでも古いた町屋が立ち並んでいます。

出します。 のに整備し、憩いとうるおいのある道路空間を創 質化などを重要伝統的建造物群の保存事業と一体 地中化、自然素材を活用した鋪装材・側溝の高品 地中で、自然素材を活用した鋪装材・側溝の高品

薩摩街道大口筋 (白銀坂)

11

た。なかでも白銀坂は、明治時代に錦江湾沿岸の藩政時代は領外への主要な幹線道路のひとつでし大口筋は鹿児島地域と大隅地域の境に位置し、



15世紀後半から17世紀初頭頃に造 られた石畳

ら大隅方面へ出る中心ルートでした。ルート(現一○号)ができるまで、鹿児島城下か

兼ねたイベントが開催されています。む景勝地として、毎年、歴史探訪とハイキングを山城などの史跡も多く、往時の石畳や錦江湾を望この道は地域の覇権争いが繰り返された場所で、

施設の整備を実施します。石畳の遊歩道」のコンセプトのもと、石畳や周辺の上跡の発掘調査などを踏まえ、「歴史に親しむ

12 国頭方西海道

西海道の一区間です。本部半島の今帰仁番所を終点とする宿道、国頭方は、当場の今帰仁番所を終点とする宿道、国頭方は、当里城を起点に浦添、読谷、名護等をとおり、た首里城を起点に浦添、読谷、名護等をとおり、

されました。
でれました。
でれました。
でれました。
でれました。
では、首里王府からの指令を伝達するために、一六で、首里王府からの指令を伝達するために、一六で、首里王府からの指令を伝達するために、一六

築かれていました。 英雄であった護佐丸(?~一四五八年)の居城も り往時の面影はほとんど残っていません。整備区 り往時の面影はほとんど残っていません。整備区 りはいわれていますが、現在では戦災などによ があった護佐丸(?~一四五八年)の居城も

共団体、

ります。

を行い、

た景観、

的・文化的価値などを有効に活用するための調

地域の公共団体と協力しながら保存を図

歴史的・文化的特色を活かし、地はまた復元・創出ゾーンにおいては、

優れ

している区域について旧道本体、ンを設定し、保存ゾーンでは、!

沿線施設の歴史

整備にあたっては、

ーンでは、旧道の形保存ゾーンと復元・

創出ゾ

1

しい道路空間を実現します。

木の復元とともに快適な歩行者空間の創出など新

民間企業等とも連携を図りながら、

松並

地域の公

平成七年 国土建設の現況(建設白書)の概要(その1)

〜真に豊かな生活は、 「安全・安心」、「魅力・活力」、「ゆとりとうるおい」から~

建設省道路局道路総務課企画 係

はじめに

齢化社会の到来、産業の空洞化等による地域の活 歩み、②阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた住宅・ 〇年の節目を迎えた今日の住宅・社会資本整備の では、まず、「第1 総説」において、①戦後五 て述べている。 整備のあるべき方向を、以下の四つのテーマに沿っ 力低下への対応を中心に、今後の住宅・社会資本 社会資本整備、さらに、③差し迫る人口減少・高 今年の国土建設の現況(建設白書、以下同じ。)

戦後五〇年目の経済社会を見つめ直して 総

説

〜真に豊かな生活は、「安全・安心」、「魅 力・活力」、「ゆとりとうるおい」から~

IV Ш II

真に豊かな国民生活の創造に向けての新たな

再構築が急がれる地域の課題

安全・安心の下に成り立つ経済社会

路整備の戦後の歩み、阪神・淡路大震災の教訓等 路関係施策について、総説のテーマとも関連して、 「ゆとりと安心を約束する道づくり」と題し、 また、「第2 国土建設施策の動向」では、

道

さらに、緊急的な課題までを最新の資料・情報を 用いて、整理した。

に触れながら、その現況から整備の基本的視点、

分を中心にその概略について紹介する。 以下では、本年の建設白書のうち、道路関係部

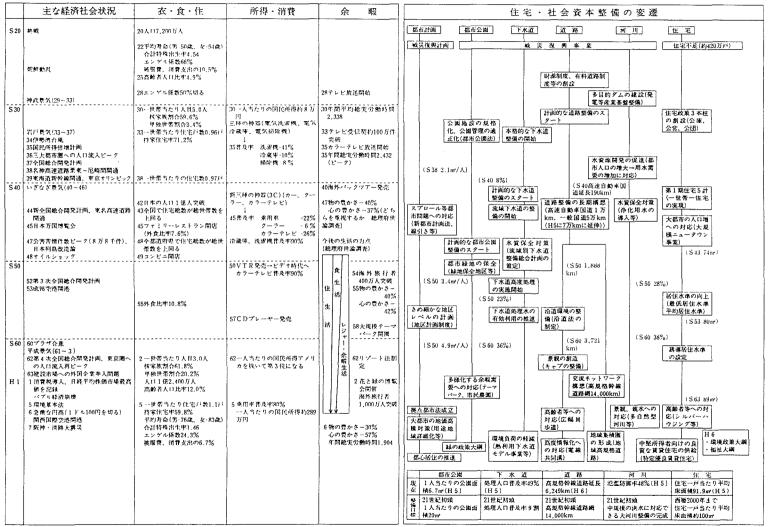
戦後五〇年目の経済社会を見つめ直し

したもの 戦後五〇年間の住宅・社会資本整備がもたら

(国民生活を支えてきた住宅・社会資本)

的に整備がなされてきた。 で欧米諸国の水準にキャッチアップするため精力 米諸国の整備水準に比べ立ち後れており、これま 我が国の住宅・社会資本整備の歴史は浅く、欧

取組は、先行するモノの豊かさを住宅・社会資本 社会資本の整備水準の向上に向けてのこれまでの 性の著しい向上が図られたが、これに対し、住宅 が浸透し、個人の生活の場における利便性、 整備が追いかけるいわば需要追随的投資の過程で 我々の生活は経済成長の過程で、モノの豊かさ



注)整備水準の数値は、年度末のものである。

もあった。

環境、 済力に見合ったものとなっていないことを受け、 れまで住宅・社会資本整備は、 したものへと質的に変化を遂げてきている。 こたえながら精力的かつ重点的に行われてきたが、 このように、 また、年表 特に、 景観、 生活環境に関連する面で我が国の経 福祉など国民生活の質的向上を目指 図 1) 住宅・社会資本は、 を見てもわかるように、 時代時代の要請に 国民生活を支

生活 整備の積上げの成果なくしてはあり得なかったと えてきたところであり、 ええる の豊かさは、 戦後五〇年間の住宅・社会資本 今の我々が享受している

きた。

るなど、

フロ

1

面において、

経済発展に貢献して

も生み出している例が見られる。 していくに伴い、 さらに、 住宅・ 近年、 社会資本ストックが着実に蓄積 従来にない 新たな活動を

係市町 約六〇もの美術館、 て広域医療システムを構築している。 る三〇市町村においては、 北関東、 例 パえば、 村等が連絡組 新潟県の国道一 伊那市、 織を設け、 博物館が点在しているが、 駒ヶ根市、 二三の病院を結びつけ 七号、 交流連携事業を展 飯田市を中心とす 五〇号沿線では、 関

文化、 の変化ともあいまって、 このように、 医療等の分野にも新たな効果が及ぶなど国 住宅・社会資本は、 従来の枠を超え、 国民のニーズ 地域の

> によっ 例えば、

することができるようになる直接的な効果に加え

て民間企業がより少ない輸送コストで生産

輸送時間の短縮

開していくこととしてい

今後、こうした多様な使われ方が広まっていくこ とは国民生活の質の向上に一層寄与するであろう。 民生活の多様な側面に効果をもたらしてきており、 (経済発展、 産業活動を支えてきた住宅・社会資本)

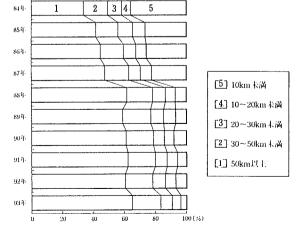
工

産の増加をもたらす効果 各産業部門の多くに波及し、 を通じ、 する効果 (乗数効果) 備投資等国内需要を創出し、 住宅・社会資本投資は、 建設だけでなく電気機械、 や原材料 (生産誘発効果) 個人消費や民間企業設 これら産業部門の生 国民経済全体を拡大 設備の調達など 鉄鋼等民間の を有す

0

本ストックと民間資本ストックとがあいまって、 なフローとしての役割だけではなく、 間の産業活動の関わりを考えた場合、 の学術的な調査・研究が待たれるところであるが、 きたかを定量的に把握することについては、 これまで民間の生産性の向上にどの程度寄与 な資本として機能するものであり、 社会資本ストックは、産業活動に不可欠な基礎的 産業活動の活発化が支えられるものである こうした視点に立ち住宅・社会資本ストックが しかしながら、 高速道路の整備の結果、 方、 住宅・社会資本整備と民 住宅・社会資 本来、 上記のよう 住宅・

> える。 生産性の向上にも寄与してきたことは紛れもない。 的な効果がもたらされること等を通じて、 より地域の商業など産業活動が高まるなどの間 的に見て、 場立 我が国の経済発展や産業活動を支えてきたと このように、住宅・社会資本ストックは、 地 が誘発され 民間の生産性の向上を通じ、 図 2)、 観光開 発の 民間の 促 進



注) 1.建設省資料 2.原データ:通商産業省「主業立地動向調査」

高速道路の IC 周辺への工場立地の集中

きた住宅・社会資本)(国土づくり、地域づくりに大きな役割を果たして

りにも大きな役割を果たしてきた。国総合開発計画に基づき、国土づくり、地域づく国総合開発計画に基づき、国土づくり、地域づく

現在は、東京一極集中の是正と多極分散型国土現在は、東京一極集中の是正と多極分散型国土は約一万七千人の転出となっている。

(新たな課題、問題点の顕在化)

てこよう。

電地域づくりを強化していくことが求められている。

●出、今後の住宅・社会資本整備に当たっては、今日、今後の住宅・社会資本整備に当たっては、きていることを踏まえ、利便性、効率性だけでなく環境、景観、福祉といった要素を重視した取組や地域の個性、自主性を尊重した魅力と活力のある地域づくりを強化していくことが求められている。

新たな課題、問題点が顕在化しつつある点も見落また、これまで積み上げてきた施策については、

今後の在り方について検討がなされている。としてはならず、現在、各種審議会、研究会等で

に今求められるもの 2 戦後五〇年を節目として住宅・社会資本整備

大場流変化が予想される。大地球環境問題の世界的広まりが進展するなど著含め人・モノ・情報等に係る交流のボーダレス化社会が到来するとともに、国内だけでなく国外も社会が到来するとともに、国内だけでなく国外も社会が到来するとともに、国内だけでなく国外も、

こうした変化や着実にストックとして住宅・社

社会資本を将来に引き継いでいくことも困難となっず、また、かけがえのない優良な資産として住宅・かりか、多様化する国民のニーズにもこたえきれかりか、多様化する国民のニーズにもこたえきれば、また、かけがえのない

世代に引き継いでいくことが重要である。資本整備を進めていくに当たり、これまでの「需要追随型整備」から、真に豊かな国民生活の実現に向け、将来の生活の有様を見越し住宅・社会資に向け、将来の生活の有様を見越し住宅・社会資に向け、将来の生活の有様を見越し住宅・社会資に向け、将来の生活の有様を見越し住宅・社会資に向け、将来の生活の有様を見越し住宅・社会

一安全・安心の下に成り立つ経済社会

1 安全で安心できる国土づくりの歩み

自然災害は、その対策に膨大な投資と時間を必要とするものであり、自然災害への備えと都市づくりとを同じ時間のスケールでとらえることには、困難な面がある。こうした困難さの中にあって、これまでの自然災害の経験をいかしながら、必要さ対応力の強化を着実に図ってきたものであるとな対応力の強化を着実に図ってきたものであるとな対応力の強化を着実に図ってきたものであるといえる。

2 阪神・淡路大震災の教訓

(教訓と対策)

に対します。 は震が発生すれば大きな被害を招く危険性がある地震が発生すれば大きな被害を招く危険性がある地震が発生すれば大きな被害を招く危険性がある地震が発生すれば大きな被害を招く危険性がある地震が発生すれば大きな被害を招く危険性がある。 とを認識させられた。

しても、経済社会の被害を最小限に食い止めるとは、仮に予想を超えるような大地震が発生したともしれない大地震に備えることである。その際にもしれない大地震に備えることである。その際にもの安全・安心対策にいかし、どこで起きるや

時に、 便性・快適性と、そこに潜む安全に対する脅威と に加え、 する対策を事前に講じておくことも重要である。 いう考え方が必要である。また、 そのためには、 国民一人一人が、 総合的な安全・安心対策を検討すると同 行政が、 都市で生活することの利 構造物の耐震性の向上 迅速な復旧に資

(生活様式の多様化)

を見つめ直すことが必要である。

機能等、 く変化してきている。 一四時間化の進む都市活動、低下するコミュニティ 近年、ライフラインに大きく依存した市民生活 都市における人々の暮らしぶりは、大き

現在の都市生活に不可欠で、 すます高まってきている。 電気、 ガス、 水道、電話等のライフラインは、 それへの依存度はま

Ĕ, 車交通量について一九八○年度から一九九○年度 様化等により夜間活動の増加が見られ の推移を見てみると、約一・五倍になっているな また、 産業活動の国際化、 人口集中地区の都市高速道路の夜間自動 生活様式や労働時間の多

くり

出生率の

の低さが危惧される。 低くなっており、 災害が起こった場合、 ろう大都市ほど、 年々防災意識は高まっているものの、 自主防災活動への参加の割合が 大都市地域の防災に対する意識 被害がより大きくなるであ

(活発化する国内外の交流)

響は、 後の安全で安心できる国土づくりに当たっては、 このような状況下において、交通、情報・通信ネッ 動における国内外の交流は活発化してきている。 や国際化の進展により、生活行動や経済・社会活 ワークの整備が進展する中で、 ゆとり、多重性、代替性、バックアップといった は海外の経済・社会活動に及ぶこととなる。 トワークの被災が一部であったとしても、 、ダンダンシーの確保が求められている。 このため、 高速交通を始めとする交通、 局所的なものにとどまらず、全国、 経済社会環境の変化に対応して、 我が国の経済発展 情報・通信ネット その影 おらに 今

|||再構築が急がれる地域の課題

1 (1) 発想の転換が求められる活力ある地域づくり 人口減少・高齢社会の到来と活力ある地域づ

連携し地域全体の視点に立って個性化を図り、 地方圏に大きな影響を与えることとなろう。 齢社会が急速に到来することが予想される。 低下と平均余命の伸びを背景に極めて高水準の高 までの市町村単位中心の考え方を脱却し、 このため、 こうした動向は、人口の自然減少とあいまって、 今後の我が国の人口の動きを見ると、 今後の地域づくりにおいては、 地 これ 一域が Z

> 指していくことが重要となる の地域を訪れたり、 つながりを持つ人の増加を目

(2) 転機を迎える地域の産業

とりわけ、 方圏における立地件数の割合は八割を超えている。 目立ってきている。 を中心に立地しており、 我が国の製造業の工場立地は、 東北、 九州、 特に昭和六一年以降、 関東内陸などへの立地が 従来から地方圏 地

期を迎えている。 昨今の円高の進行等により海外生産等大きな転換 してきた。しかしながら、 これまで地域経済の牽引車としての役割を果た 製造業の地方立地は

課題となるものである。 みにとどまらず、地域づくり自体にとって大きな のではないかという懸念が指摘されている。 が弱まるとともに、雇用機会の減少にもつながる 退し、経済の成長力の源泉ともいうべき技術基盤 支えてきた加工組立業種を中心とする製造業が衰 そして、こうした問題は、 このような中、これまで日本経済、 製造業自身の課題 地域経済を 0)

IV 新たなスタート 真に豊かな国民生活の創造に向けての

文明の発達に伴い生じてきた交通事故等、 1 我々の生活を脅かすものは、 豊かさを支える安全で安心できる国土づくり 自然によるものや 様々な

な国 自然条件や国 安 なけ に Ě 止 害を受け 的 る今の ż Þ 0 めら の都 全 6 民 Ó ゕ゙゙゚ の 際 生 ō 技 n n あ 確保を れる 術的 3 ば 市 活 生 す る 構造物 なら 高 を 活 ż が、 ること 想定を超え は ような安全で安心できる 実 0 土 7現する 第 限 な Ď 豊 安 利 特 全性 を 界 B ろんのこと、 崩 ż か 4= ٤ あ が まち さを 形 30 る災 た L 3 あ を 態 認 阪 う 程 Ś 備 め 維 識 づ 神 0 度容認 舎に 1= つ、 た 持 中 3 えた国土を実現 淡路 め h は せ で Ļ 被害を を求め 対 1) 5 その L ダンダンシ さら 我 n 大震災で 0 た上で、 T 々 た。 前提とし 場合 玉 最 常 É る が ح 真に 獲得 土 我 小 1= 無傷 限 して は かず 豊 生 は は 玉 Z 食 財 命 か 0) 自

指 す必 要が **、ある。**

(震災に対する備え)

生

機能

0)

維

持 3

を 玉

义 民

る 0)

12

は

震子 安全の

知

0

خاز 保

震災時に

お

U

身

体

ö

確

0

観 活

測

網

充実や

防

練 め 命

など、

日 地

から

一備

もち

Ś 災

À 訓 た 生

のこと

種 頃

建

簗

物 0

基本認識

生活者重視の原点は安全と安心

阪神・淡路大震災により得られた教訓 木造密集地域等都市基盤未整備の市街地で火災が多発し、広

範な焼失が生じたことにより、市街地の面的整備等の推進が 防災性の向上に直結しており、その重要性が認識された。 避難地、避難路、防災拠点等が適切に確保されなかった地域 において避難、救援、復旧等の活動に支障が生じたり、土砂

災害・二次災害の危険箇所等が発生し、都市にとって安全確

保のための施設整備の重要性が認識された。

耐震性の低い住宅・建築物の倒壊が原因による多くの犠牲者 の発生や宅地の擁壁の崩壊がみられたことにより、住宅・建 築物等の安全性の確保の重要性が認識された。

道路構等構造物に大きな被害が生じたことにより、都市の基 盤となるような根幹的な公共施設の安全性の向上についての 重要性が認識された。

ライフラインが多くの被害を受け、また、復旧に長時間を要 したことにより、近代的大都市の脆弱性が浮き彫りになり、 都市の利便性は安全の上に形成されていることが認識された。

広域的な幹線道路の寸断により、被災地だけでなく全国的に 震災の影響が及んだことにより、全国的な見地からも災害の 影響を最小化することの重要性が認識された。

注) 1. 建設省資料

らに、

震災時に

お

かける 防

的確 措置

か

0 速や

迅 It

速な情報

Ö

収集

達

一次災害の

止

0

か

な実施、

設

防災の拠点と

なる

街区

の

築物

不燃化 事

造 な準

物等

0

耐 訓 0

震 練

性 は

0

向

上

避

難

地

避

難路

0

整

備

イフラ

Ź

0

っ お

> \dot{O} 0

対

時

か

h

推

進 耐

L 震

て 催

か 確 整

な 保 備

n 向 建

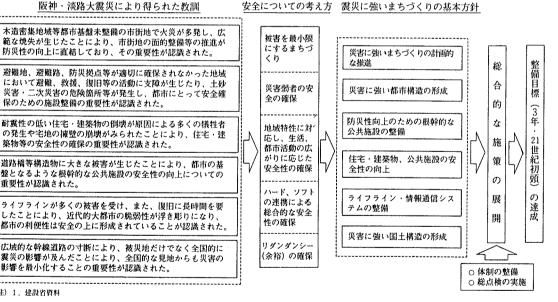
ば 上等

ならな

47 前

23 策

図3 震災に強いまちづくり構想の概要



体制を確立しておくことが重要である。 との連携を図るなど、 の早期復旧などについて警察、 総合的な安全・安心対策の 消防、 医療機関等

年四月「震災に強いまちづくり構想」を策定し、 図 3 建設省においては、 のとおり総合的な諸施設を展開すること こうした認識の下、 平成七

(雪害に対する備え)

とした。

制の整備等を総合的に実施するとともに、 べり等の災害に対し、 おける適時適切な除雪の実施や消融雪施設、チェ ン脱着場等の整備を進めていく必要がある。 著しい降積雪に伴う雪崩災害、 雪崩防止施設や警戒避難体 融雪出水、 道路に 地 1 す

2 魅力と活力を追求する新たな地域づくり

(1) 新たな地域づくりに向けて

(地域づくりの新しい視点)

た大きな動きの中にある。 人口減少・高齢化の進展や産業構造の変化といっ 地域づくりを取り巻く環境は、 Ⅲで見たように

が進み、 的に拡大している。 する世界各国との人・ られる中で、 加えて、 目覚ましい経済発展、 交通、 国内だけでなくアジア諸国を始めと 情報・通信ネットワークの整備 モノ・情報等の交流が飛躍 国際化の進展が見

また、生活行動も多様化・広域化してきており、

影響を及ぼすものと予想される このような変化は、 活力ある地域づくりに大きな

ことが可能となっている。 する規模にまで拡大してきており、 自らの特性をいかしながら主体的に世界と関わる こうしたことから、今後の地域づくりに当たっ さらに、 各地方の経済規模は、 世界各国に匹敵 各々の地域が

ては、 求められている。 担 域相互間でそれぞれの特性に応じた適切な役割を 様 い、総体として地域の活力を高めていくことが かつ重層的な地域間の交流・連携を通じて、 諸外国との交流をも視野に入れた上で、 多 地

(地方都市の中心市街地の再生)

ている。 商店街を始め中心市街地の衰退が大きな問題となっ Ⅲで見たように、 現在、 地方都市においては、

めることへの要望がうかがわれ 整備や再開発の積極的推進により、 備 ねたところ、 商店街が市町村行政に対して期待する事項を尋 等が掲げられており、 「関連公共施設の整備」、 駅前広場 集客能力を高 駐車場等の 「市街地整

化など経済社会の大きなうねりの中で発生してい を図っていくためには、 化 るということにかんがみれば、 モータリゼーションの進展、 か 中心市街地の衰退が小売業の構造的変 このような取り組みによ 中心市街地の再生 消費者行動の変

> けでは対応できなくなっているといえよう。 り単に従来の商店街等を復活させるということだ

再生を考えていくという観点がますます重要になっ の増加を目指した都市づくりを進めていく中で中 を図り、 心市街地の新しい役割を見いだし、 したがって、 その都市を訪れたり、 今後は、 都市全体としての個性化 つながりを持つ人 それに応じた

てきている。

b, づき、 中心市街地づくりを行っている。その結果、近年、 を推進する等「生活文化拠点」を目指した新しい 市街地の衰退が見られ始めたが、 地の小売販売額も増加している。 地元で買い物をする人の割合が増加し、 備等周辺環境の整備を含めた総合的な再開発事業 の設置、 例えば、 市の策定した「中心市街地活性化計画」 店舗の再編、 電線類の地中化、 山形市では、 駐車場の整備に加え、 一九七五年度頃から中心 コミュニティ道路の整 一九八五年度よ 中心市 公民館 に基

(地域間の交流・連携の強化)

むだけでなく、 地 域の活性化を図るには、 複数の地域で連携をとりなが 地域が単独で取り組

づくり、 総体として地域の活力を高めていくことが求めら それぞれの特性に応じて適切な役割を担いつつ、 れている。 そのためには、 拠点の再生に加え、 これまで述べた地方都市の拠点 周辺市町村からこれ

する地域間の交流・連携の強化が必要不可欠であ ら拠点へのアクセスや拠点間のアクセスを容易に 3

いものである の基盤を確保していく上でも欠かすことができな で活力に満ちた地域社会の実現を目指す地方分権 地方公共団体の自主性・自立性を高め、 こうした地域間の交流・連携の強化は、 個性豊か

としている。 供できる地域高規格道路の整備を推進していくこ とが求められており、 れと一体となって機能し、 このため、 高規格幹線道路の整備とともに、 重点的に整備を進めること 高い走行サービスを提 ح

組みが 事業」を推進しているが、 を向上させる「交流ふれあいトンネル・橋梁整備 な活力を生み出し、 や橋梁を重点的に整備することにより、相互を連 ている市町村間等については、 加えて、 一体感のもてる地域づくりを通じて、 一層求められている。 地形的な制約により相互の交流が後れ 地域住民の日常生活の利便性 今後ともこうした取り 大規模なトンネル 新た

(物流システムの高度化・効率化、 情報通信基盤の

通信基盤の整備を推進することは、 れる中で、 円高の進展等に伴い 物流システムの高度化・効率化、 国際競争力の低下が懸念さ 新規産業の創 情報

> 造改革、 典 企業の生産性の向上を促し、 産業の国際競争力の向上にも資すること 我が国経済の構

となろう。

の低減を図ることが求められている。 備を始め、 ステムの活用を図ることなどにより、 このため、 総合的な渋滞対策の推進、 高規格幹線道路などの幹線道路 情報通信シ 流通コスト の整

また、高規格幹線道路と広域的な物流拠点や空

路と一体的に整備することが必要である。 いて、 港・港湾などへの連携を強化し、 の拠点として、高規格幹線道路などの近傍等にお トワークを構築するとともに、 物流施設が集約立地する広域物流拠点を道 都市間の貨物輸送 広域的な物流ネッ

さらに、

平成七年度において情報ハイウェイとして新たに て指定済み) 推進事業」(平成六年一一月現在で五三市におい 備と一体的かつ先行的に高度情報通信基盤・シス め、 テムを整備する「インテリジェント・シティ整備 スを確保していくことも重要である。 情報通信基盤の整備については、 車両が停車し、 末端における物流効率の向上を図るた 等を推進しているが、これに加え、 貨物の荷卸しができるスペー 都市の基盤整

3 の創造 経済社会の新たな潮流を先取りした生活空間

齢者、 図ることが重要である という「ノーマライゼーション」の理念の実現を 域で共に暮らし、普通の生活を送ることができる 幅広いものへと転換し、すべての人々が家庭や地 社会を実現するためには、 る中で、真に豊かで実りあるいきいきとした福 今後、 (1) 健康で心豊かに生きるための生活空間づくり 障害者はもとより、 我が国が急速に高水準の高齢社会を迎え 子供、 建設行政の視点を、 女性等を含め 高 た 祉

大網」 向け、 画に係る指針の作成等を行っている 進方策を総合的にとりまとめた「生活福祉空間 祉インフラの整備、 成六年六月、いきいきとした福祉社会の理念、 くり大網」を策定した。さらに、本大網の実現に このような考え方の下に、 のフォローアップ及び福祉のまちづくり計 推進体制を整備し、「生活福祉空間づくり 福祉インフラ整備のための推 建設省においては平 福 づ

Z り組むべき施策の基本的枠組みの提示を内容とす 者介護サービス基盤の整備目標の引上げや今後取 ラン)」を見直し、 の「高齢者保健福祉推進十か年戦略(ゴールドプ - 今後の子育て支援のための施策の基本的方向に また、 新ゴー 政府においても、平成六年一二月、 ルドプラン」を策定するとともに、 当面緊急に行うべき各種高齢 従来

光ファイバー等電線類を収容する「電線共同溝

(C・C・BOX)」の整備を行う事業を創設した。

施策のとりまとめを行った。 年間における子育て支援施策の基本的方向と重点ついて(エンゼルプラン)」を策定し、今後一〇

下では、その整備の方向を探ることとする。づき、福祉インフラの整備を推進しているが、以建設省においては、本大網及びこれら計画に基

(バリアフリーの生活空間、住まいづくり)

現していく必要がある。 で移動を可能とするバリアフリーの生活空間を実るためには、物理的な障害がなく、安全かつ円滑て、主体性・自立性を確保しつつ、日常生活を送て、主体性・自立性をで保しつつ、日常生活を送

がないと待つのにつらい」等となっている。 につまずきやすい」、「バスの停留所に屋根や椅子につまずきやすい」、「バスの停留所に屋根や椅子たことを尋ねたところ、「道路や建物などの段差

リー化を推進していくことが求められている。の敷地内通路等の段差の解消を行うなどバリアフ道路、公園、駐車場等の公共施設や公共的建築物このため、本格的な高齢社会が到来する前に、

(健康づくり、ふれあい・交流づくり)

とのふれあい、文化活動やボランティア活動へのてくる中で、スポーツ、レクリエーション、自然を充実したものとすることに対するニーズが高まっするとともに、長寿化によりもたらされた高齢期する後、労働時間の短縮等により自由時間が増大

また、

道路と車とを一体のシステムとして構築

が更に増加することが予想される。参加など多様な交流やふれあい活動へ参加する人

このため、健康づくりに役立つ公園、ゲートボ

1

あいの場等の整備を一層推進していく必要がある。ける「たまり」空間、水辺空間等の自然とのふれル場等の運動施設、コミュニティ道路等道路にお

2) 利便性の高い生活空間づくり

(情報システムの整備による利便性向上への取り組み)

を高めることが重要である。 により、運転の安全性、輸送効率、快適性 リ利便性の高いものにするには、情報通信技術を り利便性の高いものにするには、情報通信技術を

率化を図るものである。ライバーに提供することにより、駐車場利用の効い、駐車場の満車・空車情報を迅速かつ的確にドい、駐車場案内システム」は、情報通信技術を用

平成四年四月に完成した埼玉県草加市の「駐車中成四年四月に完成した埼玉県草加市の「駐車とている。それに伴い路上駐車は、一、○五三台にている。それに伴い路上駐車場全体についての入庫台数は、導入前(平成四年二月~三月)には、「中成四年六月)五、一五八台に利用台数が増加している。それに伴い路上駐車場全体についての入庫台数は、導入前(平成四年二月~三月)には、「中域四年四月に完成した埼玉県草加市の「駐車であったものが八五○台に減少した。

備を推進している。ステム(ITS/ARTS)」の研究開発及び整工を達成し、環境保全に資する「高度道路交通シし、安全性の向上、輸送効率の向上、快適性の向

進している「道路交通情報通信システム(VICS)」は、渋滞状況、所要時間、規制状況等きめ は、三大都市圏等の高速道路等を中心に整備を推 は、三大都市圏等の高速道路等を中心に整備を推 は、三大都市圏等の高速道路等を中心に整備を推 としている「道路交通情報通信システム(VIC としている。

(施設の使い方の工夫による利便性向上への取り組み)

今後、利便性の高い生活空間づくりを進めてい今後、利便性の高い生活空間づくりを進めていく。

カ[§] 時差出勤、 環状道路などの道路ネットワークの効率的な整備 活空間の利便性を更に高めていくためには、 量の時間的平準化に努めるなど施設利用の仕方の や道路交通情報の提供等に加え、 工夫を行うことが効果的である。このように、 例えば、 体となった取組を行い輸送効率の向上や交通 渋滞の解消を図るためには、 フレックスタイムの導入等地域・企業 相乗りの促進 バ イパス、 1 生

51

組 なってこよう。 るも 利 みを適切 面 便 あ 整備と 性 のとなる 0) 向 1= 組 利 上 を Ē み合わせることに 崩 でする側 义 b ぇ 今後、 を 含 め たソ ō ょ **クト** ŋ 効果を上 面 0) 取 h

っていく上でますます重要と ような考え方 Iř 重要である

住宅・ 社会資本整備の 進 一め方の 変革

進

設行政の 真に豊かな国 くことも重要であ 社会資本整備の進め方そ 契約制度の 際化の の簡素化、 改革、 民 展 生 効率 建設費 活 経済社会の成熟化等に の実現を図 化 Ō $\hat{\sigma}$ 削 公共工事に係る入札 ŧ 減を行うなど住宅 σ の変革を図 0 7 いく上で、 対 応 τ 建

施 設相互間の連携と維持管理の

(施設相互間の連携)

携をとりつつ、 重要である ためには、 会資本の整備を効率的 類 計 似機能を有する 画 的 に整備を推進して か つ 効 社会資本相 巢 的 に進 くこと 互 め 0 T 連 b

期的、 も考慮し、 このため、 各地方公共団体が、 (体的 国 『道等の な整備計 例 えば、 ン整備 画 地 農道等の各 を 計 域 画を σ 幹 地 方道 視 線 野に 的 な道 路 種 道路 計 お 画 45 路 て 0 12 ٤ 計 つ Ū 中 画 い

加 えて、 類似機能を有する 施 設 0 調整だけ

て策定し

逐次公表することに

計

画

的

な道

備

を推

進

してい

施設の総合的 社会資本の 効 用 体的整備等を図っていくことも を最 大限 発揮させるため 12

は

(維持管理の重視

こと 需要が 処することが求められてい 一設されてきたス また、 か Ĝ 增 加し、 た維 ١ ッ 持管理 ク 世 紀に が 順次更 入ると 更 新 新 高度 需 時 期 を迎 成 適 長

> 整備す 持管理、 jν としての経済性を考えることや維持管理や Ś 更 段階 新の効率化 いら、 Ó 維 白 持管理や更新 書でも指 円滑化を進めるととも 摘したように、 も含め た ١ 維 Ì

社会資本ス ٢ ッ ク 0 蓄 積 に伴 Ų 維 期 持管 ż 1=

> 新 が 容易な施設としておくことが重要であ っため、 昨 年

平成7年度「道路防災週間」について

平成4年度より、「道路防災週間」を「道路まもる月 間」内の8月25日金~8月31日休に、建設省・都道府県・ 政令指定市・関係公団を主催者として実施しています。

平成7年度においては、阪神・淡路大震災に鑑み、安 全で安心できる地域づくり・まちづくりのための道路防 災対策の重要性をアピールすることにより、防災意識の 向上を図るとともに、関係機関を含めた被災情報の収集・ 伝達体制、道路管理者間等の支援体制等のあり方を検討 し、道路防災対策の推進を図ることとしています。

[実施内容]

広 報 活 動:シンポジウム・講演会の開催、ポスター

等の展示等 防災訓練等:関係機関相互の情報収集・連絡訓練、非

常参集訓練等 落石等点検:落石等の恐れのある筒所の点検

システム点検:情報提供装置等の稼働状況点検、資機材

の備蓄状況点検等

'95道路防災シンポジウムについて

道路防災週間において、建設省、関係公団主催で、阪 神・淡路大震災から何を学び教訓とするかをテーマとし てシンポジウムを開催します。

時:平成7年8月29日(火) 13:00~16:30 経団連ホール(東京都干代田区大手町1-9-4) 「人・モノ・情報と道づくり〜阪神・淡路大震災に

ー~泛学 出演者:「基調講演〕

亀田 弘行氏(京都大学防災研究所教授)

[パネラー] 広井 脩氏(東京大学社会情報研究所教授) 小沢 雅子氏(東京工業大学工学部助教授) 八木下 裕氏(日通総合研究所常務) 橋本鋼太郎氏(建設省道路局長)

[コーディネーター] 吉村 秀實氏(NHK 解説委員)

電線共同溝の整備等に関する 道路法令研究会

共 特同別溝 措の 置整 法備 仏の施行につい帰等に関する

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三 平成七年八月九日 北海道開発局長、沖縄総合事務局長、 政令指定市の長あて建設事務次官通達 建設省道政発第七十四号 、 都 道 方

同年六月二十一日に、それぞれ公布され、いずれも同年六月二 線共同溝の整備等に関する特別措置法施行令(平成七年政令第 に関する特別措置法施行規則(平成七年建設省令第十七号)は 十九号。以下「法」という。)は平成七年三月二十三日に、電 十二日から施行された。 一百五十六号。以下「令」という。)及び電線共同溝の整備等

用に遺漏のないようにされたく、命により通達する。 法の施行に当たっては、下記の事項に十分留意して、 **貴管下関係機関に対しても、** この旨周知徹底方お願い その運

記

法制定の趣旨

確保という観点からの問題点等が指摘されてきたが、これに 幅員を狭めることとなり、歩行者等の安全かつ円滑な交通の 道路上に設置される電線及び電柱については、道路の有効

> 電線類の地中化による道路の景観の整備の重要性が認識され 加えて、近年では、国民の環境への意識が急速に高まる中で てきている。

特に地中化の要請が強い都市中心部においてさえ、電線がふ くそうし、電柱が林立している状況にある。 んできたが、現状は、欧米諸国に比べ大きく立ち後れており、 このため、従来より、関係省庁、地方公共団体、電気事業 電気通信事業者等の連携の下に電線類の地中化に取り組

が求められている。 に進展することが予想され、 るなど、通信・放送等の事業の用に供する電線の敷設が急速 テレビジョン放送(CATV)事業等への新規参入が増加す 全国的な光ファイバー網の整備が進められるとともに、有線 また、近年では、本格的な高度情報化社会の実現に向けて、 これに対応した収容空間づくり

滑な道路交通の確保と道路の景観の整備を図ることを目的と 化を一層促進し、道路の構造の保全を図りつつ、 に入溝できる仕組みを整備すること等により、電線類の地中 事業完了後に新たに電線を敷設しようとする者が電線共同溝 及び電柱による占用の許可等の制限について定めるとともに、 る仕組みを整備し、あわせて、当該道路の地上における電線 整備道路を指定し、当該道路において電線共同溝を建設し、 して制定されたものである 電気事業者、電気通信事業者等に電線共同溝の占用を許可す 法は、このような状況に踏まえ、道路管理者が電線共同滞 安全かつ円

電線共同溝整備道路の指定について

- (1)ると認められる道路について、法第三条第二項に規定する 地上に設置された電線及び電柱を撤去するとともに、地上 勘案して、安全かつ円滑な交通の確保と景観の整備を図る 及びその沿道に関する都市計画等の都市内の位置付け等を 建築物の用途及び形態その他の土地利用の状況、当該道路 他の構造、自動車、歩行者等の交通の状況、沿道における 者の意見を聴いた上で、適切に行うこと。 における道路占用の許可等を制限することが特に必要であ ため、電線を道路の地下に設けられる電線共同溝に収容し、 電線共同溝整備道路の指定については、道路の幅員その
- (2) 意見聴取とは別に電線共同溝整備道路の指定を要請するこ という法の目的に大きな関心を持つものであることから、 て、安全かつ円滑な道路交通の確保及び道路の景観の整備 あったときは適切に対応すること。 とができることとしたものであるため、 市町村については、地域における総合的な行政主体とし 市町村から要請が
- 現するため、当該電線共同溝整備道路の地上における電線 道路交通の確保及び道路の景観の整備という法の目的を実 第一項又は第三項の規定による許可をし、 及び電柱による占用に関し、法第九条各号に掲げる場合を 線共同溝を建設することとなるとともに、安全かつ円滑な 電線共同溝整備道路の指定をした場合、 (昭和二十七年法律第百八十号) 第三十二条 道路管理者は電 又は同法第三十

五条の規定による協議を成立させてはならないこととなる

行うこと等により、法の目的の実現に努めること。 対象外とされているため、電線共同溝整備道路の指定に際 電線及び電柱については、法による占用の許可等の制限の の規定による占用の許可等に基づき地上に設置されている して当該電線及び電柱の管理者とあらかじめ十分な調整を なお、電線共同溝整備道路の指定の時点において道路法

三 電線共同溝の建設について

- の意見を聴いて電線共同溝整備計画を定めること。 用予定者とした上で、占用予定者の申請内容に基づき、そ 設及び管理に支障を及ぼすおそれがある場合には、すみや 場合には、当該申請が建設を予定する電線共同溝の規模及 かに当該申請を却下するとともに、それ以外の申請者を占 び構造上相当でないと認められる場合又は電線共同溝の建 線共同溝の建設完了後の占用の許可の申請を受け付けること。 を始め、電線共同溝の占用を希望する者を幅広く募り、電 地上において電線及び電柱の設置及び管理を行っている者 電線共同溝の建設完了後の占用の許可の申請を受理した 電線共同溝整備道路の指定をした場合には、当該道路の
- 電線共同溝整備計画には、次に掲げる事項を定めること。 位置及び名称
- 構造及び耐用年数
- 電線共同溝の占用予定者
- 4 各占用予定者が占用することができる電線共同溝の部

ものであること。

- (5) 各占用予定者の電線の敷設計画の概要
- 6 設負担金に関する事項 電線共同溝の建設に要する費用及び各占用予定者の建
- 工事着手予定時間及び工事完了予定時期
- その他必要な事項
- 定めることができること。 めの電線共同溝の部分をあらかじめ電線共同溝整備計画に とが見込まれる場合には、占用予定者以外の者の占用のた 来、電線による道路の占用について新たな需要が生じるこ なお、沿道における情報化の進展状況等を勘案して、将
- 用物件の管理者等と調整の上、電線共同溝を建設すること。 とともに、電線共同溝の建設により影響を受ける既設の占 令第二条の規定により算出した額の建設負担金を徴収する また、電線共同溝の建設中に電線共同溝整備計画を変更す 電線共同溝整備計画を定めた場合には、これに基づき、

- を変更することができること。 る必要が生じた場合には、占用予定者の意見を聴いてこれ
- (5) そのすべての部分について占用の許可がされている電線 電線共同溝の建設に関する規定が準用されるものであること。 共同溝を増設することができること。なお、この場合には、 共同溝の収容能力に不足を生じたと認めた場合には、電線 共同溝に関して、更に占用の申出があった場合その他電線

電線共同溝の管理について

兀

- 電線共同溝の建設又は増設を完了したときは、当該電線
- きは、占用予定者であった者以外の者で電線共同溝に入溝 部分の確保等により電線共同溝の収容能力に余裕があると しようとする者に対しても占用の許可をすることができる た場合、占用予定者以外の者の占用のための電線共同溝の により、電線による道路の占用について新たな需要が生じ 共同溝の占用予定者に対して直ちに占用の許可をすること。 電線共同溝の建設完了後、沿道における情報化の進展等

第十五条の規定により占用の許可に基づく権利の全部又は 溝しようとする者は、電線共同溝を占用している者から法 の規定により算出した額の占用負担金を徴収すること。 とも可能であり、この場合には、占用負担金は徴収しない 部の譲渡を受けることによって電線共同溝を占用するこ また、占用予定者であった者以外の者で電線共同溝に入 なお、この場合には、当該許可を受けた者から令第五条

れる電線の構造及び管理に支障が生じることのないよう適 基づき、電線共同溝の構造並びに当該電線共同溝に敷設さ の意見を聴いて電線共同溝管理規定を定めた上で、これに 切かつ円滑に行うこと。 電線共同溝の管理については、電線共同溝を占用する者

Ŧi.

- (1)されるため、占用料については、同条及び同条に基づく条 同法第三十九条の規定は電線共同溝の占用に関しても適用 路の占用に関する規定は適用されないこととされているが、 することができること 九号)第十九条から第十九条の四までの規定)により徴収 は、同条及び道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十 電線共同溝の占用に関しては、道路法第三章第三節の道 (指定区間内の一般国道に附属する電線共同溝にあって
- (2)法の積極的かつ円滑な運用のため、その執行体制の整備

事業者等と緊密な連絡調整を行うよう努めること。 方公共団体、都道府県公安委員会、電気事業者、電気通信 について十分配慮するとともに、関係する道路管理者、 地

電 特別措置法の施行について線共同溝の整備等に関する

さらに下記の事項に留意し、その運用に遺漏のないようにされ う。)をもって建設事務次官から通達されたところであるが、 月九日付け建設省道路政発第七十四号(以下「次官通達」とい 十九号。以下「法」という。)の施行については、平成七年八 電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三 建設局長、北海道開発局長、沖縄総合事務局長、都道、 平成七年八月九日 建設省道政発第七十五号 地方 、府県知事、政令指定市の長あて建設省道路局長通達 平成七年八月九日

なお、貴管下関係機関に対しても、この旨周知徹底方お願い

記

電線共同溝整備道路の指定について 電線共同溝整備道路の指定等について

事項に留意すること。 の沿道の事情に応じて判断を行うこととなるが、特に次の 実現を図るため、道路管理者が自らの管理する道路及びそ な道路交通の確保及び道路の景観の整備という法の目的の 電線共同溝整備道路の指定に当たっては、安全かつ円滑

等の都市内の位置付け等をいうものであること。 同項に規定する「沿道の土地利用の状況等」とは、沿道 な施設の存在、当該道路及びその沿道に関する都市計画 における建築物の用途及び形態、景勝地又は景観上重要 とは、歩道及び車道の幅員、交通量等をいうものであり、 法第三第一項に規定する「道路の構造及び交通の状況」

条第一項の規定により道路の区域が決定された後であれ か一方の側を先行的に指定することも可能であること。 上における電線及び電柱の設置状況等を勘案して、同項 であっても電線共同溝整備道路の指定をすることが可能 ば、同条第二項の規定により道路の供用が開始される前 に規定する「道路の部分」として道路の中心線のいずれ また、道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八 なお、歩道の改築その他関連する事業の実施時期、

であること。

れに十分配慮すること。 溝整備道路の指定を行うよう要請があった場合には、ここれを尊重するとともに、意見聴取対象者から電線共同また、意見聴取対象者から電線共同

- A調整を行うこと。
 A調整を行うこと。
 (本) 市町村が法第三条第二項の規定により着見を述べ、又は法第三条第三項の規定により指定の要請を行う場合には、あらかじめ、景観の整備の観点等から当該市町村の都市計画部局、建築部局等と必要な連絡調整を行うこと。また、市町村である道路管理者が電線共同溝整備道路のは、あらかじめ、景観の整備の観点等から当該市町村のは、あらかじめ、景観の整備の観点等から当該市町村のは法第三条第二項の規定により意見を述べ、又に、市町村が法第三条第二項の規定により意見を述べ、又に、市町村が法第三条第二項の規定により意見を述べ、又

- 無線系又は長距離系の第一種電気通信事業者をいうもの供する第一種電気通信事業者以外の者」とは、いわゆるに規定する「当該道路の沿道が該当するその業務区域内に規定する「当該道路の沿道が該当するその業務区域内に規定する「当該道路の沿道が該当するその業務区域内に規定する「当該道路の沿道が該当するその業務区域内の電線共同溝の整備等に関する特別措置法施行令(平成の電源共同溝の整備等に関する特別措置法施行令(平成の電源表別

たっての意見聴取の対象から除かれること。であり、これらの者は、電線共同溝整備道路の指定に当

制限について 電線共同溝整備道路の地上における道路占用の許可等の 電源共同溝を備道路の地上における道路占用の許可等の

電線共同溝整備道路の指定の目的の実現に努めること。電線共同溝を備道路の指定の目的の実現に努めることとができることとされているが、法第四条第二項の規定により当該電線及び電柱の設置及び管理を行う者に対してにより当該電線及び電柱の設置及び管理を行う者に対してにより当該電線及び電柱の設置及び管理を行う者に対してにより当該電線及び電柱の設置及び管理を行う者に対してにより当該に基づき設置された電線及び電柱については、法手ができることとができることとができる。

電線共同溝の建設について

後の占用の許可の申請を行うことができること。後の占用の許可の申請を行うことができるのは、建設完了後の占用の許可の申請を行うことができると。また、建設完了後直ちに電線を敷設する者に限られるものではなく、例えば数年後に電線を敷設する計画がある者も占用の許可の申請を行うことができること。また、建設完了後直ちに電線を敷設する者に限られるものではなく、例えば数年後に電線を敷設するとができることができるのは、建設完了後の占用の許可の申請を行うことができること。

、 也成分青根化と進りようと、C、らお丁寸等自らは長いたととされていること。 の二の規定により、占用の許可の日から実際に電線の敷の二の規定により、占用の許可の日から実際に電線の敷法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号)第十九条 滞については、令附則第二条の規定による改正後の道路 では、合所則第二条の規定による改正後の道路

地域の情報化を進めようとしている市町村等自らは具体的な電線の敷設計画を有しないが、将来、通信・放送体的な電線の敷設計画を有しないが、将来、通信・放送事業者等に電線共同溝の占用の許可の申請をすることが可能であり、電線共同溝の占用の許可の申請をすることが可能であり、電線共同溝の占用の許可に基づく権利を譲渡事業者等に電線共同溝の占用の許可に基づく権利を譲渡事業者等に電線共同溝の占用の許可に基づく権利を譲渡事業者等に電線共同溝の占用の許可に基づく権利を譲渡が出場が、将来、通信・放送事業者等に電線共同溝の占用の許可があると、

以下「規則」という。)第一条第二項第二号に規定するする特別措置法施行規則(平成七年建設省令第十七号。なお、この場合においては、電線共同溝の整備等に関

については、申請書に添付することを要しないものであについては、申請書に添付することを要しないものであ該電線を収容するための施設の概要と示す書類及び図面」「当該電線共同溝に敷設する電線に接続する電線又は当

() 規則第一条第二項第一号に規定する「電線共同溝の建なでます書類等の提出を求めることとなる金額及びその算出根拠を示す書類等をいうものであることとなる金額及びその算出根拠を示す書類等をいうものであること。また、同項第二号に規定する「当該電線共同溝に敷設する電線に接続する電線を収容するための施設」とは、当該電線共同溝から分岐する管路等をいうものであること。また、同項第二号に規定する「当該電線共同溝に敷設する電線に接続する電線を収容するための施設」とは、当該電線共同溝がら分岐する管路等をいうものであること。また、同項第二号に規定する「電線共同溝に水設置する施設の手工業を示す書類等の提出を求めること。

ものであることに注意すること。設については、道路法上の占用物件として取り扱われるに敷設する電線に係る変圧器その他の地上に設置する施に敷設する電線共同溝から分岐する管路等及び電線共同溝

- () 占用の許可の申請を却下する要件に関して、法第四条第四項第一号に規定する「電線共同溝整備道路の地下に起ける既設の占用物件の有無等を勘案して、連設負担金等の支払い能力に問題がある場合、電線共同溝に敷設することができる電線共同溝の規模及び構造では収容できない場合をいうものであり、同項第二号に規定する「電線共同溝の建設及び構造では収容できない場合をいうものであり、同項第二号に規定する「電線共同溝の建設及び構造では収容できない場合をいうものであり、同項第二号に規定する「電線共同溝整備道路の構造等第四項第一号に規定することができる電線共同溝を開資路の地下に対して、法第四条件に関して、法第四条第四項第一号に規定することができる電線共同溝整備道路の構造等第四項第一号に規定するとのであるよとのできる電線共同溝整備道路の構造等第四項第一号に規定する場合に関連がある場合、電線共同溝整備道路の地方を対するとのであること。
- (5) 規則第一条第一項柱書に規定する「道路管理者が定め、規則第一条第一項柱書に規定する「道路管理者が定めることとし、で申請を受け付ける等弾力的な運用に努めることとし、て、建設に支障のない場合には、当該期限を延長した上共同溝の建設に関する工事計画の進捗状況等から判断しま期限」の到来後の占用の許可の申請については、電線の期限」の到来後の占用の許可の申請については、電線の期限」の到来後の占用の許可の申請については、電線の規則第一条第一項柱書に規定する「道路管理者が定め

- 二 電線共同溝整備計画について 申請をした者が敷設する電線、道路管理者が道路情報管 定は、あらかじめ十分に調整した上で行うこと。 定を廃止することとなるため、電線共同溝整備道路の指 法第三条第四項の規定に基づき電線共同溝整備道路の指 を行う二以上の者の電線を収容する施設とならない場合 理施設として敷設する電線等により電線の設置及び管理 電線を収容するために設ける施設であり、占用の許可の には、電線共同溝を建設することができないこと。なお、 二以上の者の電線を収容する施設とならない場合には、 電線共同溝は電線の設置及び管理を行う二以上の者の
- 定により算出した建設負担金の額、各年度の事業計画に 者の建設負担金に関する事項」としては、令第二条の規 定者の敷設予定時期等を定めることとし、「各占用予定 各占用予定者が敷設する電線の種類及び数量、各占用予 また、「各占用予定者の電線の敷設計画の概要」としては 路等の位置をいう。以下同じ。)をいうものであること。 敷設位置(電線共同溝の断面において電線を敷設する管 応じて定める各年度の建設負担金の額等を定めること。 ることができる電線共同溝の部分」とは、敷設区間及び 次官通達記三の③に規定する「各占用予定者が占用す
- 尊重することとし、電線の敷設計画の概要に関しては、 う時期等を勘案すること。 占用予定者が既に設置している電線の更改及び増設を行 二項の規定により占用予定者から聴取した意見を十分に 電線共同溝整備計画の策定に当たっては、法第五条第 また、工事を実施する時期等について都道府県公安委
- 用の実情等を勘案して必要な場合には適正な補償を行う 件を移設させるときには、占用物件の管理者の負担、占 物件の管理者と十分な調整を行うこととし、当該占用物 影響を受ける既設の占用物件がある場合には、当該占用 電線共同溝整備道路の地下に電線共同溝の建設により

員会と必要な調整を行うこと。

- されているが、算出に当たっては、次の事項に特に留意す 建設負担金の額の算出方法について 建設負担金の額は令付録第一の式により算出することと ないこととなっても差し支えないこと。 線については、法の目的に鑑み、電線共同溝に収容され 電線共同溝整備道路において既に地中化されている電
- 建設負担金の額については、規則第一条第二項第一号

- 出を免れることとなる金額及びその算出根拠を示す書類 の規定により提出された資料(占用予定者が試算した支 た上で決定すること。 に基づき、当該金額が適正な額であるかについて審査し
- (2) 令付録第一の規定により建設大臣が定める年利率は、 六分五厘であること(平成七年建設省告示第千二百七十
- 算出に当たっては、物価の変動は考慮せず、算出時にお ける時価によること。 将来発生する電線の設置又は管理に要する費用の額の
- ⑷ 占用料については、道路法及び同法に基づく条例(指 ないこと。 ているため、建設負担金の額の算出に当たっては勘案し 同法及び道路法施行令)により別途徴収することとされ 定区間内の一般国道に附属する電線共同溝にあっては、
- (5) 規則第一条第一項第三号に規定する「電線を敷設する の設置に要する費用の額の算出に当たっては、電線を敷 異なり、建設完了予定時期の何年か後である場合の電線 予定期間」の始期が、電線共同溝の建設完了予定時期と が定める年利率で割り戻すこと。 ら電線を敷設する予定期間の始期までの年数を建設大臣 行うものとして算出することとし、建設完了予定時期か 設する予定期間の始期において道路の掘削及び埋戻しを

時期をもとに算出した建設負担金の額との差額を追加徴 りも早い時期に電線が敷設された場合には、実際の敷設 収すること。 なお、建設負担金の額を算出する際に予定した時期よ

- 録第一の式により占用予定者ごとに算出した金額の割合 することとされているため、令付録第一の式により算出 で案分した額を建設負担金として徴収すること。 を超える場合にあっては、当該費用の額について、令付 した金額の合計額が電線共同溝の建設に要する費用の額 建設負担金の合計額は建設に要する費用の額を上限と
- 電線共同溝の増設について
- 掲げる事項に留意し、電線共同溝の建設に準じた手続で 電線共同溝の増設に当たっては、前記一から三までに
- に電線共同溝を増設することも可能であること 者の電線を収容する施設であるため、一の事業者のため であるが、既設の電線共同溝については、既に二以上の 電線共同溝は二以上の者の電線を収容するための施設

- 電線共同溝の占用の許可について 電線共同溝の管理について
- の占用の許可については、次の事項に留意すること。 法第十条の規定による占用予定者に対する電線共同溝 方をいうものであること。 電線共同溝の部分」とは、敷設区間及び敷設位置の双 法第十条第一号に規定する「占用することができる
- を勘案して指定すること。 た電線の種類及び数量、電線共同溝の規模及び構造等 設位置については、道路管理者が占用予定者の申請し は、原則として占用予定者の申請によることとし、 また、占用の許可に当たっては、敷設区間について 敷
- ② 法第十条第三号に規定する「電線共同溝を占用する 占用予定者が耐用年数の期間よりも短い期間を申請し 則として電線共同溝の耐用年数の期間とし、占用予定 ことができる期間」の始期については、電線共同溝の 同溝を占用することができる期間として許可すること。 た場合には、当該占用予定者が申請した期間を電線共 ても、耐用年数の期間として許可することとなるが、 者が耐用年数の期間を超える期間を申請した場合であっ また、電線共同溝を占用することができる期間は、原 ても、法第十条の規定による許可をした日とすること。 建設完了後直ちに電線を敷設する予定がない場合であっ
- 次の事項に留意すること。 以外の者に対する電線共同溝の占用の許可については 法第十一条第一項の規定による占用予定者であった者
- ① 規則第二条第二項の取扱いについては、前記第二の 一の③に準ずること。
- ついては、前記第二の一の4に準ずること。 であること。また、同項第二号及び第三号の取扱いに のを含む。)について占用を許可する場合をいうもの る電線共同溝の部分(未だ電線が敷設されていないも る」とは、他の事業者等に対して占用が許可されてい づき当該電線共同溝を占用している者の権利を侵害す 法第十一条第二項第一号に規定する「この法律に基
- の占用の許可を申請するよう指導すること。 法第四条第一項の規定により電線共同溝の増設完了後 たん却下した上で、法第八条第三項において準用する することができるが、この場合には、当該申請をいっ ないときには、建設の場合に準じて電線共同溝を増設 あった場合において、電線共同溝の収容能力に余裕が 法第十一条第一項の規定による占用の許可の申請が

- 1) 占用負担金の額の算出方法についる 占用負担金の額の算出方法について
- の『世史も日を女が『月も日をつ合け頂は世史に長いた野の算出方法に準ずることとし、前記第二の三の⑴から領の算出方法に準ずることとし、前記第二の三の⑴から⑴『占用負担金の額の算出方法については、建設負担金の
- 占用する者に経済的利益が発生する場合のみ徴収すべき 額に達している場合には、占用負担金を徴収しないこと。 設負担金及び占用負担金の合計額が建設に要した費用の 用負担金として徴収すること。また、既に負担された建 除した額を超える場合にあっては、当該控除した額を占 既に負担された建設負担金及び占用負担金の合計額を控 の式により算出した金額が、建設に要した費用の額から 以外の場合には占用負担金を徴収しないこと。 間の延長に係るもの」に限定しているものであり、これ は数量の変更又は電線共同溝を占用することができる期 法第十二条第一項の規定による許可を「占用することが であると考えられるため、令付録第二の「bi」において、 用の額を上限とすることとされているため、令付録第二 できる電線共同溝の部分の増加を伴う電線の種類若しく については、当該許可を受けることにより電線共同溝を 法第十二条第一項の規定による許可に係る占用負担金 建設負担金及び占用負担金の合計額は建設に要した曹
- 一 許可に基づく地位の承継について
- 日本の通用対象となるものであること。 一は、合併等により設立される法人その他電線共同 本ければならないこととされており、届出をせず、又は なければならないこととされており、届出をせず、又は なければならないこととされており、届出をせず、又は なければならないこととされており、届出をせず、又は なければならないこととされており、届出をせず、又は なければならないこととされており、届出をせず、又は なければならないこととされており、届出をせず、又は なければならないこととされており、届出をせず、又は なければならないこととされており、届出をせず、又は の適用対象となるものであること。
- いて改めて審査する必要はないこと。 電線共同溝の占用の許可に基づく権利について審査 負担金等の支払い能力、電線の管理上の観点から、法第十一当たっては、電線共同溝の管理上の観点から、法第十一当たっては、電線共同溝の管理上の観点から、法第十一当たっては、電線共同溝の管理上の観点から、法第十一当たっては、電線共同溝の占用の許可に基づく権利については、法
- おいて、当該地位を承継した者については、新たな占用線共同溝の占用の許可に基づく地位が承継された場合に、法第十四条第一項又は第十五条第二項の規定により電

なお、管理負担金については、電線共同溝を占用する規定による占用負担金は徴収しないこと。の許可を受けたものではないため、法第十三条第一項の

表に係る令付録第一の式又は令付録第二の式により算出した金額が、占用の許可に基づく地位を承継した者に引した金額が、占用の許可に基づく地位を承継した者に引き継がれるため、当該算出した金額を用いて令第九条の規定により算出した額をでした。 の構造及び敷設の方法の基準並びに電線共同溝管理 規定について

四

- 取消し等の行政処分ができるものであること。取消し等の行政処分ができるものであり、さらに、この命令に従わたるれているが、この基準に違反した場合には、法第十大条第二項の規定により必要な措置を講ずべきことを命六条第二項の規定により必要な措置を講ずべきことを命がることができるものであること。
- ること。
- (3) 今第七条第二項第一号に規定する「工事期間」とは、電線共同溝の敷設に関する工事の始期及び終期をいうも電線共同溝については、令附則第二条の規定による改正電線共同溝については、令附則第二条の規定による改正電線の通路法施行令第十九条の二の規定により、当該工事後の道路法施行令第十九条の二の規定により、当該工事後の道路法施行令第十九条の二の規定により、当該工事の始期及び敷設位置)並びに敷設工事の始期及び終期をいうものであること。
- 規程において定めること。間溝を占用する者の意見を聴いて定める電線共同溝管理はか、適切かつ円滑な電線共同溝の管理のために必要とほか、適切かつ円滑な電線共同溝の管理のために必要とほか、適切かつ円滑な電線共同溝の管理のために必要と
- おり取り扱うこと。(5) 電線共同溝管理規程に定める事項については、次のと
- 設する場合の留意事項、電線共同溝のハンドホール又保全に関する事項」としては、電線共同溝に電線を敷① 規則第三条第一号に規定する「電線共同溝の構造の

- こと。同溝及び他の電線の管理に関する注意事項等を定める同溝及び他の電線の管理に関する注意事項等を定めるはマンホールを開けて作業等を行う場合の当該電線共
- いて定めること。 電線の点検を行い、常時良好な状態に保つ義務等につる電線の管理に関する事項」としては、必要に応じて、 規則第三条第二号に規定する「電線共同溝に敷設す
- 7、見りないでありません。「こうとは、でしまり、というないの時期等を定めること。というないのでは、管理負担金の負担割合、というないのでは、管理負担金の負担割合、のでは、対している。
- ④ 規則第三条第四号に規定する「その他電線共同溝の大手に関し必要な事項」としては、電線の火災、切断等の事故が発生した場合には道路管理者及び当該電線共同溝の内部に侵入することのないよう適切な措置を共同溝の内部に侵入することのないよう適切な措置を共同溝の内部に侵入することのないよう適切な措置を共同溝の内部に侵入することのないよう適切な措置を共同溝の内部に侵入することのないよう適切な措置を共同溝の内部に侵入することのないよう適切な措置を地を開けて作業を行う場合の道路管理者及び当該電線等であること。
- 管理負担金の額の算出方法について
- (1) 管理負担金の額については、改築等の管理負担金を合付録第一の式又は合付録第二の式により算出した額の割合で案分した額を管理負担金にあっては、当該費用の額にのまする者でとに算出した額の割合を乗じて算出することとされているが、電線共同溝を占用する者ごとに算出した額の合計額が改築等の管理に要する費用の額に対する建設負担金にあっては、当該費用の額に対する建設負担金にあっては、当該合計額に対する者でとに算出した額の割合で案分した額を管理に要する費にあっては、当該合計額に対するととされて資明するとの表に表して、当該の額については、改築等の管理に要する費として徴収すること。
- すること。

 「一年の別の別の別の別の別の別でによることが著してい場合又は同項の割合によることが著しく公平を欠くと認められる場合」としては、例えば、次に掲げる欠くと認められる場合」としては、例えば、次に掲げるできない場合又は同項の割合によることが著しく公平をできない場合又は同項の割合によることが著しく公平をできない場合又は同項の規定によることが
- 、 電線共同溝の管理負担金を徴収することが適切でなその他の者から管理負担金を徴収することが適切でならの他の者から管理負担金を徴収することが適切でない場合
-) 電線共同溝を占用する者に係る令付録第一の式又は

令付録第二の式により算出した金額の算出時点が異な た金額の割合で案分することが適切でない場合 その間に物価が著しく変動したため、当該算出し

異なるため、令付録第一の式又は令付録第二の式によ り算出した金額の割合で案分することが著しく公平を 設大臣が定める年利率(六分五厘)で割り戻す年数が 欠くと認められる場合 電線共同溝への電線の敷設時期が著しく異なり、建

その他

占用については、法に基づく電線共同溝の占用に該当しな 関して道路法第三章第三節 (第三十九条を除く。) の規定 による罰則の適用対象となるものであること。 による監督処分が適用されるとともに、同法第百条の規定 を適用しないこととしたものであるが、電線共同溝の不法 十二条に対する違反として、同法第七十一条第一項の規定 いため、 道路法の適用について 電線共同溝を不法に占用する者の取扱いについて 法第二十九条の規定は、法に基づく電線共同溝の占用に 道路法第三章第三節の規定が適用され、 同法第三

(1) る同法の規定が適用されること。 く。)を除き、第四十二条 (道路の維持又は修繕)、第六 物」とされたため、同法第三章第三節(第三十九条を除 電線共同溝は同法第二条第二項に規定する「道路の附属 法附則第二条の規定による道路法の一部改正により、 一条(受益者負担金)その他の道路附属物に適用され

のであること。また、電線共同溝の建設完了後の管理は 発事業者等が同条の規定により道路管理者の承認を受け 以外の者の行う工事)の規定が適用されるため、宅地開 て、管理負担金については、令第九条第二項に規定する ことができないものであること。なお、この場合におい 同溝の建設に要した費用」が存在しないため、徴収する 要する費用」及び法第十三条第一項に規定する「電線共 ては、法第七条第一項に規定する「電線共同溝の建設に 許可等が行われるが、建設負担金及び占用負担金につい 道路管理者に引き継がれ、法第十条の規定による占用の 整備計画の策定その他の行政手続は道路管理者が行うも 宅地開発と併せて電線共同溝の建設に関する工事を行う ことも可能であること。 電線共同溝についても道路法第二十四条(道路管理者 「前項の規定によることができない場合」として、道路 この場合に、電線共同溝整備道路の指定、電線共同溝

> 額をもとに定める額を徴収することができるものである は令付録第二の式により算出した金額の割合で算出した とした場合に要する費用の額に対する令付録第一の式又 管理者が当該電線共同溝の建設に関する工事を行うこと

定して、自ら電線共同溝の占用の許可の申請をすること が可能であること。 線共同溝の占用の許可に基づく権利を譲渡することを予 う宅地開発事業者等が、将来、 通信・放送事業者等に電

占用料の徴収について

Ξ

期間に係る額を徴収することとされていることに留意する を開始する日から占用することができる期間の末日までの の敷設工事を開始する日が異なる場合には、当該敷設工事 ある電線共同溝の占用の許可等の日と電線共同溝への電線 することとされるが、占用することができる期間の始期で する電線共同溝に係る占用料については、法第十条第三号 び第十九条の三が改正され、指定区間内の一般国道に附属 に規定する「占用することができる期間」に係る額を徴収 **令附則第二条の規定により道路法施行令第十九条の二及**

第三十九条に基づく条例の改正を行うこと等により、指定 区間内の一般国道に附属する電線共同溝に係る取扱いと均 衡を失しないよう努めること。 なお、地方公共団体においても、必要に応じて、道路法

五号) による法の一部改正について 電気事業法の一部を改正する法律(平成七年法律第七十

四

により法の一部が改正され、公布の日(平成七年四月二十 で定める日から施行することとされていること。 一日)から起算して九ヵ月を超えない範囲内において政令 電気事業法の一部を改正する法律附則第三十六条の規定

規定する電線のうち、電気事業法(昭和三十九年法律第百 の意見も聴取すべきこととなり、また、法第九条第三号に 当該道路の沿道がその供給地点に該当する特定電気事業者 定により電線共同溝整備道路の指定をしようとするときは、 業法第二条第七号に規定する電気事業の用に供するものに 七十号)の規定に基づくものについては、改正後の電気事 これにより、当該施行の日以降は、法第三条第一項の規

また、この場合、電線共同溝の建設に関する工事を行

平成7年度「道路をまもる月間」 船道德語



建設省道路局道路交通管理課

推進標語は、

月間の推進に大変役立っております。

ため、

者の意識の高揚と道路に対する愛護精神を高める

「道路をまもる月間」

推進標語は、

各道路

管理

のが始まりで、昭和五六年度の第二四回目からは、

対象に募集し、優秀作一点、佳作二点を選考した

昭和四一年度の第九回目から建設省職員を

選作品も優秀作一点、佳作五点となりました。

昭和四一年度から平成七年度にまで入選された

優秀作三〇点、佳作一〇五点にのぼ

募集を都道府県、

指定市、

道路四公団に広げ、

展開しております。 時代を反映した推進標語が選ばれ、 厳選なる審査の結果、 スターに掲載するなど、 本年度も全国で二、〇一四点もの応募があ 過去の標語にとらわれな 各種広報活動を積極的に 優秀作品をポ b

路局長 が授与されました。 入選された方々については、 (代理:道路交通管理課長) 七月二八日金に道 から表彰状等

平成七年度の入選された方々と作品は次の通り。

故意 優秀 作》 香り漂う 道の駅

熊本県土木部道路維持 課

矢津未喜夫さん

佳 広い道

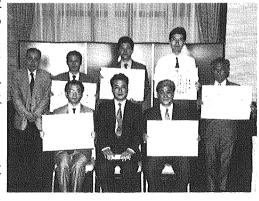
作

福岡県土木部道路維持課 まさかのときの命綱

友添 和彦さん

ご理解をお願いします。

利用者の 静岡県熱海土木事務所 マナー 一つで いきる道



過積載 生活に 関東地方建設局高崎工事事務所用地 豊かさ広げる 命を削り 道削 道路網 築山 小山 正利さん 欣司さん

課

るため、 道路の効用を保全し、 この道は 今後とも本運動に対する皆様のご協力と 日 石川県土木部道路整備課 本道路公団仙台建設局青森工事事務所 未* 知・ 街青 ・幸の宅配便 円滑な道路交通を確保す 多積 赤坂 重信さん 邦春さん

北陸道『倶利伽羅峠』を訪ねて



た中で、

昔の姿を残している

「道」を貴重な文化遺産として

のあり方が変化し姿を変えてき

時代の流れとともに、「道」

富山県土木部道路課

が始まりました。

りや地域間の連携・交流の基盤 ることで地域活性化の拠点づく 備するとともに、これを活用す 保存し、また可能な限り復元整

づくりをしようという取り組み

北陸道『倶利伽羅峠』をご紹介 月二〇日に『歴史国道』に選定 あり、この機会に紙面を借りて 所のうちのひとつということで 富山県と石川県の県境にまたが る北陸道『俱利伽羅峠』が、七 『歴史国道』整備事業において 今回全国で選定された一二箇 今年度からスタートしたこの

「北陸道」について

位置図

北陸道は、古くは七道(東海

します。

西海) 東山、 くどう」と呼ばれ、 山陰、

江戸時代の始めに街道として整 交代や家臣の江戸往来のために 呼ばれており、 ひとつとして「北国街道」とも 江戸時代には脇街道 加賀藩候の参勤

を結ぶ官道として整備されまし のひとつとして「ほくろ 京から新潟

能越自動車道 北陸自動車道 北陸道『俱利伽羅峠』 富山湾 波 I.C 部砺波 △剣岳 北陸自動車道 、 北陸自動車道 ム立山 △楽師岳 岐阜県 5km 10km 主な主要地方道

> 道行セ 95.8 63

備されたものです。

由して)を利用したそうです。

といわれており、これがきっか で初めて参勤交代を行った大名 ソードとして興味深いものがあ していた姿がしのばれるエピ 外様大名として徳川幕府に遠慮 もいわれ、大藩でありながらも けで参勤交代が制度化されたと 加賀藩主前田利長公は、 全国

ほかは専らこの「北国街道」 九回、 そのうち東海道を利用したのが 交代は約二百回行われたとされ、 (越後、 記録によると、加賀藩の参勤 中山道が三回あり、その 信濃、 上野、 武蔵を経

倶利伽羅小道

峠を越え初日の宿泊地のひとつ 交代の際に金沢を出立し、この 市埴生に至る峠道であり、 郡津幡町竹橋から富山県小矢部 がこの埴生の地でした。 「俱利伽羅峠」は石川県河北 参勤

「倶利伽羅」のいわれ

とのことです。 と呼ばれるようになったのは、 仏教がこの地方に広まってから 山といわれており、「倶利伽羅 **倶利伽羅峠付近は古くは砺波**

ンスクリット語で

剣に黒龍の

「俱利伽羅」

は、

インドのサ

こで、 のことです。 言い伝えによると、 巻いたお不動さま』の意味で、 を退治し、 は倶利伽羅龍王を勧請してこれ 村人や旅人を悩ませました。そ 初めごろ、砺波山に悪神がいて、 インドの僧・善無畏三蔵 不動明王を祀ったと 奈良時代の

ところ日本には来ていないとい しかし、善無畏三蔵は実際の

> 動を祀り、 伽羅の名が広まったものといわ うことで、 れています。 修行層が倶利伽羅不 修行道場として倶利

ついて 「倶利伽羅の合戦」に

刀

軍が加賀・越中の国境砺波山 の兵を率いて京都から下り、 れを阻止せんと平維盛は一〇万 路を経て京都へ進軍し、一方こ の木曽山中で兵を挙げた源義仲 「倶利伽羅の合戦」でした。 (いわゆる木曽義仲) (俱利伽羅山) で対戦したのが 寿永二年 (一一八三年) は、 信州 北陸 両

をつかれた平家軍は大混乱に陥 牛を放って平家軍に突撃、不意 じて太鼓を打ち鳴らし、鬨の声 んでいったといいます。 人馬折り重なって転がり落ち込 る松明をくくりつけた数百頭の を挙げながら牛の角に燃えさか 勝祈願文を奉納して、 義仲は、まず埴生八幡宮に戦 暗く深く切りたった谷底へ 夜陰に乗



火牛の計図

の計」です。 これが歴史に残る「義仲火牛

史跡などが数多く点在しており、 紹介しましょう。 その中から見どころをいくつか 「倶利伽羅の合戦」にまつわる **倶利伽羅峠周辺には、** この

陣を布いたところです。 総大将平維盛 (清盛の孫) 〈猿ケ馬場〉 倶利伽羅の合戦の折、 平家の が本

民家に被害を及ぼしたので退治 ことと、また、峠を越えるとき し供養のために猿ヶ堂を立てた にここに馬をつないだことから、 昔、このあたりに猿が多く、

猿ヶ馬場と呼ばれるようになり

倶利伽羅の合戦の折、源氏軍

立ったことからこの名がついた 平家軍が射た矢が林のように の最前線のあったところであり

〈矢立堂〉

といわれています。

騎馬像。昭和五八年に俱利伽羅 合戦八〇〇年記念事業として建

〈源氏ヶ峰〉

倶利伽羅の合戦の折、

平家陣

立されたものであり、

馬上人物

北陸中央病院

食料品店

〈埴生護国八幡宮〉

越中の国守として赴任した万

といわれています。

したことからこの名前がついた 地のあったこの峰を源軍が占領

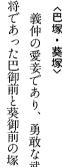
11至小矢郎インター

勝祈願した神社としても有名で ています。 五穀豊穣を祈願したと伝えられ 葉の歌人大友家持が国家安寧、 先に述べた義仲が戦

埴生護国八幡宮

直生大池

▲ 源氏ケ蜂

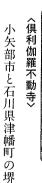


勇敢な武

〈源義仲騎馬像〉

高さ一〇mの巨大な源義仲の

配置図





源義仲騎馬像

県の成田不動、神奈川県の大山 に位置する日本三大不動



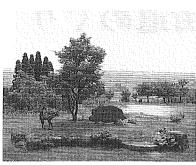
倶利伽羅峠不動寺

像としては日本最大級のもの。

〈砺波関〉

奈良時代に砺波山の麓に設け

や遠くは立山連峰も見渡せます。らしがよく、散居村の砺波平野られた関所跡。ここからの見晴

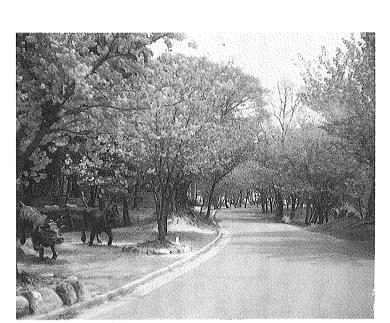


砺波関

〈峠茶屋〉

明治の中頃までここに峠の茶





源平ライン

屋で足を休めました。が盛んだった頃、旅人がこの茶屋があり、北陸街道として往来

〈源平ライン〉

は建設省の手づくり郷土賞「ふは全山満開となる。平成二年にた七千本の八重桜の並木が春に

た。

五 おわりに

くまでも保存・復元に主眼を置が策定されることとなるが、あが中心となって具体の整備計画

功に導く鍵になると考えられまいた、地域住民の声を反映した と、また行政サイドの一方的な 道路整備(ハード施策)ではな く、何らかの形で住民が参加で きるような仕掛け(ソフト施策) が、この『歴史国道』を真に成

歴史・文化遺産の保存・復元とややもすれば背反しがちであった従来の道路整備のあり方あった従来の道路整備のあり方あった従来の道路整備のあり方なるこの『歴史国道』整備事業になるこの『歴史国道』整備事業は、新たな道路整備の試金石として大きな期待と役割を担ってして大きな期待と役割を担ってとなるように積極的に取り組んとなるように積極的に取り組んとなるように積極的に取り組んとなるように積極的に取り組んとなるように積極的に取り組ん

大阪旧街道めぐり

を奏でています。



の要衝として発達してきており 理的条件のため、古代から交通

「大阪」は、

その恵まれた地

はじめに

る街道や、

限られた地域だけで

大阪府土木部道路課

旧街道とともに歴史的まちなみ 影を残す家屋、橋、寺社等が、 我が国最古の官道(現在の国道) れら旧街道沿いには、 姿を残しています。さらに、こ しつつ、歴史的遺産としてその 今もなお営々とその役割を果た をはじめ、 として認められた『竹内街道 な歴史を支えてきたのは交诵 流の舞台として、大阪の重層的 人々の生活、文化、商業等の交 いと考えられます。飛鳥時代に 「みち」と言っても過言ではな 数多くの旧街道が、 往時の面

人々によって言い伝えられてい るもの)。 及び概ねルートが確認されてい 五二あります(府域内の起終点 れている街道が大小合わせて約 大阪には、江戸時代から知ら また、その他にも、

> 間としても大いに栄えるなど、 を伝えるシルクロードの最終区

"外交の道」として活躍してい

り組みについてご紹介します。 と旧街道整備に関する本府の取 て親しまれている六街道の概要 街道のうち、広域的な街道とし おります。今回は、これらの旧 きるような旧街道整備を進めて 日本文化の魅力を楽しく体験で 史・文化を紹介するとともに、 これら旧街道を通して大阪の歴 ます。本府及び府下市町村は 存在することが分かってきてい 知られている街道などが数多く

| 大阪府下の主な街道

竹内街道(たけのうちかいどう)

す。飛鳥時代には、遣隋使・遣 唐使も盛んに往来し、大陸文化 国最古の官道(国道)でありま る大道を置く」と記された我が (なにわ) より京 (飛鳥) 年 『日本書記』に、推古天皇三 (西曆六一三年)「難波 に至

道は、 ます。 県とともに整備促進を図ってい の意味も持つようになったと伝 伊勢詣等の「宗教の道」として の性格を強める一方、 聖徳太子の「信仰の道」として を受けており、本府では、 えられています。また、竹内街 としても発達し、江戸時代には ました。また、奈良時代以降は 「堺」と大和を結ぶ「経済の道 現在「歴史国道」の認定 自治都

東高野街道

(ひがしこうやかいどう)

紀見峠 広がったと言われています。 皇族・貴族等を中心に盛んとな 平安時代に京都(当時の都) 高野山 脈西麓から石川をさかのぼり、 越えて旧河内国に入り、生駒山 宮から洞ケ峠(大阪府起点) の街道であります。 京都を起点とし、石清水八幡 その後、 に向かう、高野詣のため (大阪府終点) を越えて 武士や一般庶民に 高野詣は

西高野街道

(にしこうやかいどう)

に走る東高野街道が高野詣に利 国境沿いを直進し、 ほぼ東西の方向に河内と和泉の 及し、世俗化した中世以降のも であり、 用されるようになった後の通称 名称は河内平野の東の端を南北 であります。西高野街道という 経て高野政所に向かう「大道_ 街道)と分岐し(大阪府起点) のと言われています。 (河内長野市) で東高野街道 堺の大小路で熊野街道 紀見峠(大阪府終点)を 高野詣が庶民の間に普 河内平野 (紀州 Ł

また、関ケ原の合戦の翌年よ

が知られています。

高野参詣道としての利用は、 平安時代後期、後鳥羽上皇の行 幸順路として開発整備され、平 幸順路として開発整備され、平 安時代末期の顕貴・高僧たちが 盛んに利用したことから始まり ます。中世後期以降、西高野街 道を幹線として、河内平野で合 流する東高野街道、中高野街道、 堺で合流する下高野街道が漸次

京街道(きょうかいどう)

大阪から京都に向かい、淀川大阪から京都に向かい、淀川大阪から京都により、大坂城〜は現城を安全につなぐため築かれた街道で、現在もその姿をとどめている文禄堤もその

れたことが知られています。
淀・枚方・守口の四宿が設けら長と見なされる京街道に伏見・長と見なされる京街道に伏見・

西国街道(さいごくかいどう)

庶民の交通要路でもあったことの大名道であったばかりでなく、したが、この街道は、参勤交代したが、この街道は、参勤交代したが、この街道は、参勤交代したが、この街道は、参勤交代の大名道であったばかりでなく、

紀州街道は、大阪湾岸の諸集紀州街道(きしゅうかいどう)

道となりました。 近世中期から一貫した公用の街存在していたと考えられますが、から、生活道路として部分的に落をつなぐ街道で、古代・中世

ただ、大阪と堺の間は豊臣秀吉が大坂城に進出した頃から主吉が大坂城に進出した頃から主要往還道としての機能をもったものと考えられます。その後、ものと考えられます。その後、ものと考えられます。その後では初期から公的に沿道村々の行に幕府・紀州藩の公用道として準備されており、元禄一四年でに幕府・紀州藩の公用道として準備されており、元禄一四年

着したものとみられます。高見越で松坂に出ていた従来の多勤交代路をこの紀州街道に切り変えた時に、摂津・和泉と紀州をつなぐ主要往還道として定別をある。

知られています。
重要な役割を担っていたことが堺・岸和田は交易の要衝として州の交易ルートとして利用され、

村での整備の取り組み三の大阪府及び府下市町

利用し、歴史的まちなみに調和 間を演出するために沿道空間を ちなみが残る箇所については、 の 通 線類の地中化等の事業を行って、 道標の設置、 各自治体等が、魅力ある道路空 います。路面の美装化、案内板・ した修景整備を計画的に行って 行する人々に地域の誇る歴 これらの街道沿いの歴史的ま ・文化・自然を紹介し、 「よさ」とのふれあいの機会 電柱の美装化、 地 雷 域

竹内街道 (太子町)

延長 整備内容 竹内街道整備 (平成二~三年度) L=七五〇 m

- 路面のカラー舗装、 石畳舗装
- 擬木の棚の設置 等

案内板の設置



的文化遺産を結び街道のいにしえを 道沿いに建築しています。 伝える「竹内街道歴史資料館」を街 した景観整備を行うとともに、歴史 歴史的雰囲気の残る建築物を活か

富田林寺内町整備 東高野街道 (富田林市)

延長 (平成二~四年度) L≡四三○ m

整備内容

- 路面のカラー舗装、 石畳舗装
- 案内板の設置
- 建築物に対する景観条例施行
- 電柱の美装化

げ』交差などが現存しており、こう いった寺内町の特質を活かした整備 を行っています。 に見通しを妨げた辻である『あてま

ちついた町並みを演出する道路整備

邸長屋門があり、周辺と調和した落 俳人としても知られた菅野三平の旧

60

を行っています。

西国街道 (箕面市)

(平成三年度~事業中)

整備内容

- ・デザイン照明の設置
- 電柱の美装化



沿道には、赤穂浪士の一人とされ

す。街道には、防衛のため直交せず 内地方の建築様式を今に伝えていま 財の杉山邸であり、江戸時代の南河

西国街道整備

延長 L=一、六四五m

- ・路面のカラー舗装、 石畳舗装
- 案内板の設置



部に位置し、沿道には近世の町割り

富田林寺内町は東高野街道の中間

がそのまま残っており、

各時代を代

とができます。写真右側は重要文化 表する町家、土蔵、寺院等を見るこ

西高野街道 (堺市)

西高野街道整備 (平成四年度~事業中)

延長 L=七二〇m 整備内容

- ・路面のカラー舗装、 石畳舗装
- 案内板の設置
- ・デザイン照明の設置
- ・電柱の美装化



ものです。 た往時の面影を残す地区を整備した 旅人の休息の場として賑わってい

紀州野街道 (阪南市

延長 紀州街道整備 (平成四~五年度) L=三九〇m

整備内容

- 石畳舗装
- 案内板の設置
- 建築物に対する景観条例施行
- 電柱の美装化



すらぎの空間を形成しています。 要素が多く含まれており、静かなや ます。地理的には山が近く、 由緒ある古い建築物が立ち並んでい ら宿場町として栄え、街道沿いにも 阪南市山中渓地区は、 平安時代か 自然の

おわりに

本府においては、

大阪を創り

路中長期計画 として、 ー空間の創出を図る整備の一環 21」に基づき、「ゆとり」 ています。 史街道」 畿圏で取り組まれている*「歴 保存、復元及び修景整備等を、近 上げてきた数多くの 「うるおい」のあるアメニティ 平成二年度より市町村 計画に基づいて推進し また、 「レインボー計画 大阪府道路街 「街道」 0) Ł

> 道の り行っているところです。 を府補助の市町村事業によ 歴史をめぐる遊歩道整備事

さらに、これら「歴史街道」

画に基づき、 策定中です。 を踏まえ、 計画や旧街道整備に係る事業等 における整備計画を策定したう 村道全てを対象とした道路部門 歷史街道事業化推進計画 関係機関及び各市町村と調 現在、 国道・府道・市町 今後、 本府独自 この推進計 を 0)

旧街道に対し、 「歴史の Z

きます。

魅力ある道路空間を創造する

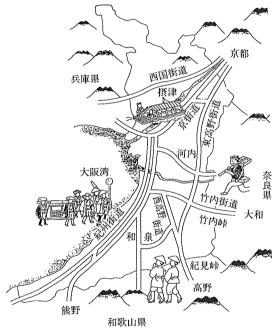
間を演出する整備を推進してい

整を図りながら、

歴史的道路

るとともに、 以上に積極的にその整備を進め られます。 ために、 していきたいと考えています。 よるネットワークの形成を目指 今後ますます高まるものと考え 旧街道整備の必要性は 本府では、これまで 将来は、 旧街道に

の歴史文化を活かしたテーマルート 京都〜大阪〜神戸)と近畿二府六県 を促進しようとするものです。 くり」「新しい余暇ゾーンづくり」 を設定し、 大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県 (福井県、三重県、滋賀県、 ぶメインルート (伊勢~飛鳥~奈良~ いくため、五つの時代別ゾーンを結 を代表する数多くの歴史文化資源を 歴史文化を活かした地域づくり かりやすく内外の人々に紹介して 「歴史街道」計画とは、 地域が広域的に連携する 「日本文化の発信基地づ 京都府、 我が国



大阪の主な旧街道

	の関
	9
-	B
	0
	•
	•
	明
	•
	明

Annual Control of the	party and the second se			
せて開通延長が一七・四㎞となる。				
九四年三月に開通した仙台空港IC~仙台東ICとあわ			めることになった。	
路の岩沼IC~仙台空港IC(三・三㎞)が開通。一九	となった。	日本の航空会社の対米乗り入れ枠拡大を米側が認	認め、日本の航空会社の対	
○東北地建とJH仙台建設局が建設していた仙台東部道	大きく伸び、対アジア貿易が拡大していることが明らか	クスプレスの日本経由アジア向け路線の新設を日本が	エクスプレスの日本経由ア	_
一五〇㎞(所要時間は約二五時間)が全線開通。	九%減。地域別ではアジア向けの黒字が二〇・四%増と	米国の大手航空貨物会社、フェデラルの	り、合意した。米国の大手	
㎞)が開通。これにより、青森~鹿児島・宮崎間約二、	黒字額は五七四億二、一九五万ドルで、前年同期比三・	爀議は、双方が歩み寄る形とな	□○日米航空交渉の閣僚級協議は、	20
27 ○九州縦貫自動車道の人吉IC~えびのIC(二二・三	17 ○大蔵省発表の九五年上半期の貿易統計によると、貿易 28		初めて下回った。	
路占用料相当額の支払を求めた判決は全国で初めて。	を示した。	五〇〇万ドルで、前年同期を	比四・九%減の四八億二、	
ある」とした。はみ出し自販機についてメーカー側に道	までの緩やかな回復基調に足踏みがみらえる」との判断	の上海に対する外国企業の投資は昨年同期	(一~六月) の上海に対す	
告塔の占用料に相当する金額を東京都に返還する義務が	七月の月例経済報告を提出。景気の現状について「これ	発表によると、九五年上半期	○中国の上海市統計局の発表によると、	18
販機の道路へのはみ出しは不法占用にあたり、三社は広	11 ○高村正彦経済企画庁長官が、月例経済報告閣僚会議に	なる。	本格的に動き出すことになる。	
市民団体らのメンバーの訴えに対して、東京地裁は「自	続、男性も八六年から九年連続で世界一の長寿。	両国関係は政治、外交面でも	経済制裁全面解除に続き、	
道路占用料を東京都に支払うことなどを求めた東京都の	ともに過去最高を更新した。女性は八五年から一○年連	国交正常化を発表。昨年二月の	│○米政府がベトナムとの国交正常化を発表。	11
26 ○JTなど三社に対して路上にはみ出した自動販売機の	本人の平均寿命は女八二・九八歳、男七六・五七歳で、	チーさんは、一九八九年七月以来、六年ぶりに開放された。	チーさんは、一九八九年七日	
裁が道路管理者の賠償責任を認めたのは、初めて。	2 ○厚生省発表の「一九九四年簡易生命表」によると、日	の自宅軟禁を解除すると通告した。スー・	さん(五〇)の自宅軟禁を	
道路公団の賠償責任を認めた。道路の騒音公害で、最高	置を講じる」こととした。	者のアウン・サン・スー・チー	者で、ノーベル平和賞受賞者のアウン・サン・スー	
騒音被害などは受認限度を超えるとして、国と阪神高速	行するほか、「下期においても必要かつ効果的な予算措	の軍事政権が、民主化運動指導	〇ミャンマー (ビルマ)	7 • 10
7 ○ 「国道四三号訴訟」の上告審判決が最高裁であった。	た。内需振興策として公共事業の七五%以上を前倒し執	買い物客などに多数の死傷者が出た。	が崩壊し、買い物客などに	
任を認めた判決は、全国の大気汚染訴訟で初めて。	27 ○政府が景気てこ入れのための経済対策を正式に決定し	五階建「三豊百貨店」で、建物	□○韓国ソウル市瑞草区の五階建	29
を認めた。排ガスを公害病の原因とし、道路管理者の責	した。		なった。	
の因果関係を認定し、国と阪神高速道路公団の賠償責任	津見文雄容疑者(五三)=東京都大田区久が原=を逮捕	入額などを盛り込んだ声明を発表、「玉虫色」の決着と	入額などを盛り込んだ声	
ら排出される二酸化硫黄の混合した汚染物質と健康被害	港に駐機中のジャンボ機内に突入し、信託銀行職員、九	米側は独自の試算に基づく部品購	けたとしたのに対し、米側	
た。自動車の排ガス中の二酸化窒素(NO?)と工場か	ンク事件で、北海道警と警視庁の機動隊員らが、函館空	日本側が米側の数値目標要求を退	合意内容については、日本	
5 ○「西淀川公害訴訟」(2-4次)の判決が大阪地裁であっ	22 ○羽田初函館行きの全日空857便ジャンボ機のハイジャ 7・	車部品分野をめぐる日米交渉が合意した。 6	○自動車・自動	6 • 28
事項	事 項 月•日	項	事	月白
道路行政の動き	国内の動き		世界の動き	Γ
The state of the s	The state of the s	The second secon		7





磯辺の松原に しの住家なれ」 メロディをきくから、 う歌をよくうたった。 戦前。 出だしは「我れは海の子白浪の 小学生のころ 一だった。 煙たなびく苫屋こそ 随分と息の長い歌であ 今でも夏になるとこの 「我れは海の子」 戦後。 昭和四〇年代 さわぐ 我が懐 とい

同世代の作らしいが、 である。 そのまゝ な湖面を数日かけて一周するクルーの青春が、 だったので知る人ぞ知る存在だった。 詩になり曲になったような感じの歌 海の子」が太洋の荒波を、 大学ボート部の学生歌 「湖の子」 波静か

は波おだやかな湖面を連想させる。

更に 湖は 来は 引くと湖は大陂 この二つの歌では、 河口が海に接するところに長い沿岸州が と読ませている。 「陂は阪なり」とある。 「こ」または 「大きな坂」 だったのである。 (おおいけ) があったからでなく、 「ご」と読ませる。 海と湖をどちらも 海は本来 大阪市の名の由 のこと、あり、 「かい」で 辞書を 一大 *5*″

> のである。 淀んだ広大な水面を大陂、 おもむろに海に注いでいたようである。 あ Ź Ш の水 この州の内側で 即ち大阪と言った 一たん淀 その

それはさておき、

海と

湖

の使い分け

即ち水自体が動いていないから、 利用の難易によって、 たらよいのか。 が とはあっても、 はなかろうか。 もある。 ようにアメリカの五大湖の一つよりも狭いの 地図帳を見ると、 ある。 いはっきりとしない。 とすると海と湖の違いをどう説明し 面積の大小かと思うとアドリヤ海の 海のように潮流や干満の差。 私見だが昔、 湖は季節風によって荒れるこ ロシヤの内陸部にアラル海 海と湖を区別したので 塩水と淡水の違い 人々がその水面 簡単な舟で

湖周航歌」がはやった。

この歌

「海の子」と

になって「我れは湖の子」ではじまる「琵琶

であると言えないだろうか。 危険なく水面を往来できた。 えば渡るに難しいのが海で、 言葉を重ねて言 やさし いのが湖

海に言及していないのは海を知らない中国内 いていた。 陸部の人によって編さんされたからだ」 は出 せんをわたるによろし)、 ある本で中国文学専攻の先生が、 てくるが大海はない。 たしかに易経には利(渉) と言うように大 だが黄河や揚子 三大川| 「易経が

江とい Ш

った大河を抱く中国大陸にあって、

t,

黄河の濁流は人為でははかれない恐ろしい水 は荒れ狂うこれら大川は、 るときはやさしく恵みをもたらし、 と同じ働きかけをしていたのではなかろうか。 沿岸の人々に大海 あ

大川をたとえにすることによって人々の吉凶 物のかたちを思いうかべ象と言う文字を作っ 商からきいて象という、 を占う易の用は足りたのである。 たはずはない。 人から人への伝承として海の存在を知らなか ている。 という字が沢山でて来る。 念を持ち出さなくても、 たのである。 面として、 黄河流域の人々は、 まさに想像したのである。 海と同じ様に人に禍福をもたらし こう見てくると事改めて海の概 このことから考えても、 目の前にある黄河 南方にすむ巨大な動 シルクロード 象とは象が語 易経には象 とすれば 源で

ただけない 易経に海の字がないと言う説は單純すぎて 知らない中国内陸部の人が編さんとしたから、

9月号の特集テーマは「平成 8 年度道路関係重点施策」の予定です。

月刊「道路行政セミナー」

修:建設省道路局

発行人:中村 春男 道路広報センター

〒102 東京都千代田区一番町10番6 一番町野田ビル5階 TEL 03(3234)4310・4349 定価700円(本体価格679円) FAX 03(3234)4471

〈年間送料共8,400円〉

振込銀行:富士銀行虎ノ門支店 口座番号:普通預金771303 ロ座 名:道路広報センター